

行方市障害者計画

行方市第6期障害福祉計画

行方市第2期障害児福祉計画

やさしさあふれる健康 福祉のまちをめざして



令和3年3月

行 方 市

目次

第1部 総論

| | |
|----------------|----|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の法的位置づけ | 1 |
| 3. 計画の期間 | 1 |
| 4. 計画の策定にあたって | 2 |
| 第2章 障害者の現況 | 4 |
| 1. 障害者数の状況 | 4 |
| 2. 障害福祉サービスの概況 | 8 |
| 第3章 前回計画の進捗状況 | 10 |

第2部 行方市障害者計画

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本方針 | 14 |
| 1. 計画の基本理念 | 14 |
| 2. 計画推進の基本的な視点 | 14 |
| 3. 基本目標 | 15 |
| 4. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進 | 17 |
| 5. 計画の施策体系 | 18 |
| 第2章 施策の展開 | 19 |
| 1. とともに生きる地域づくり | 19 |
| 2. 生きがいを感じる就労 | 19 |
| 3. すこやかな暮らし | 20 |
| 4. 自立した生活 | 20 |
| 5. 安全で快適な暮らし | 21 |
| 6. 合理的配慮の提供 | 21 |
| 7. 運動やスポーツ活動の創出 | 22 |

第3部 行方市第6期障害福祉計画

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 施策の方向性と施策について | 23 |
| 1. 相談や教育の推進 | 23 |
| 2. 雇用や就労支援 | 24 |
| 3. 保健や医療の充実 | 26 |
| 4. 福祉サービスの充実 | 27 |
| 5. 福祉のまちづくり | 31 |
| 6. 人権尊重のまちづくり | 33 |
| 7. スポーツ環境の整備 | 35 |
| 第2章 計画期間の成果目標の設定 | 36 |
| 1. 令和5年度の成果目標の設定 | 36 |
| 第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み | 43 |
| 1. 障害福祉サービスの見込量の設定 | 43 |
| 2. 地域生活支援事業の実施について | 46 |

| | |
|-------------------|----|
| 第4章 計画の点検及び評価 | 50 |
| 1. 点検及び評価の基本的な考え方 | 50 |
| 2. 点検及び評価体制 | 50 |
| 3. 自立支援協議会の役割 | 51 |

第4部 行方市第2期障害児福祉計画

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 障害児福祉計画 | 52 |
| 1. 障害児福祉計画について | 52 |
| 2. 障害児福祉サービスの内容 | 52 |
| 第2章 計画期間の成果目標の設定 | 54 |
| 1. 第2期計画における成果目標の設定 | 54 |
| 第3章 障害児福祉サービス等の必要量の見込み | 56 |
| 1. 障害児福祉サービスの見込量 | 56 |

第5部 アンケート調査結果

| | |
|--------------|----|
| 1. アンケートの概要 | 59 |
| 2. アンケート集計結果 | 59 |

付属資料

| | |
|----------------------|----|
| 1. 行方市障害者計画策定委員会設置要項 | 76 |
| 1. 行方市障害者計画検討委員会設置要項 | 78 |

表紙：島田 和さん 作品「チョウチョ」

第1部 総論

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

障害者基本法の基本理念では、すべての障害者は「個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」、「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とされており、これらの理念に基づき障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が、総合的かつ計画的に推進し障害者の福祉の増進が図られることとなります。

本市では、平成30年3月に、「行方市障害福祉計画」、「行方市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人及び障害のある児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供及びその他の支援に取り組んでいます。

これらの計画が、令和3年3月をもって計画期間が満了することから、計画の進捗状況を検証し、令和3年度から5年度までの障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備や本市における現状を踏まえ「第6期行方市障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の法的位置づけ

この計画は、「やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして」市民や企業、サービス事業所や関係機関、行政がそれぞれの役割を担えるよう、本市のまちづくりの方向と目標、具体的な施策の進め方を示しています。

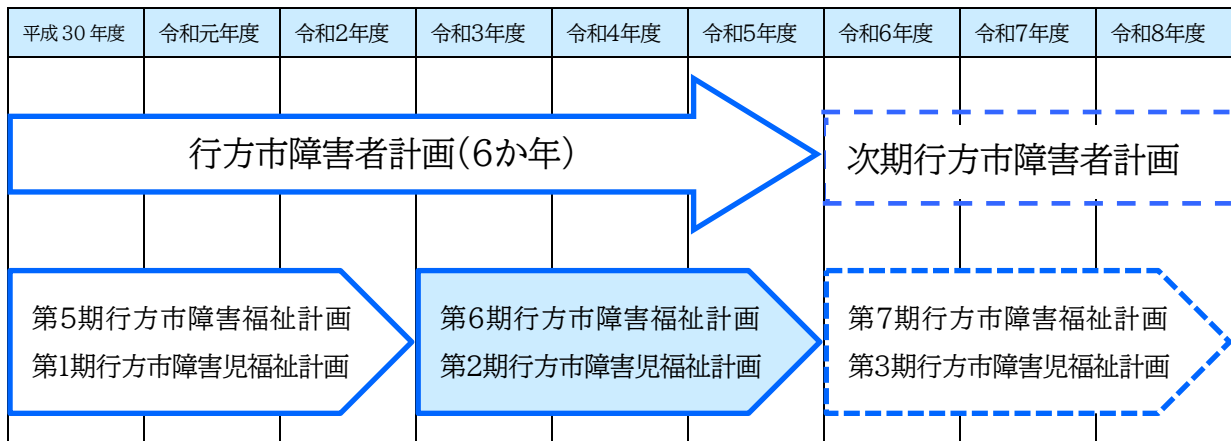
また、国が定めた障害者総合支援法等の関連法を踏まえ、国や県の取り組みと連携し、「行方市総合戦略書」や「福祉関連計画」との整合性を図りながら施策を進めていきます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、「障害者計画」が平成30年度から令和5年度までの6か年、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

なお、計画期間においても、国や県の障害者施策の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

図表1 基本計画年度



4. 計画の策定にあたって

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、各種の既存資料を整理するとともにアンケート調査を基に、障害のある人の現状や意向等の内容を掲載しております。

次に、障害のある人の代表、医療・教育・福祉等に従事する専門家、学識経験者等の各方面の委員の参加のもとで、計画策定委員会を開催し幅広い意見の反映に努めました。

また、本計画には、福祉分野だけではなく保健・医療・教育など多種多様な分野が関わっているため、庁内検討委員会を開催して横断的かつ整合性のとれた計画づくりに努めました。

(2) アンケート調査

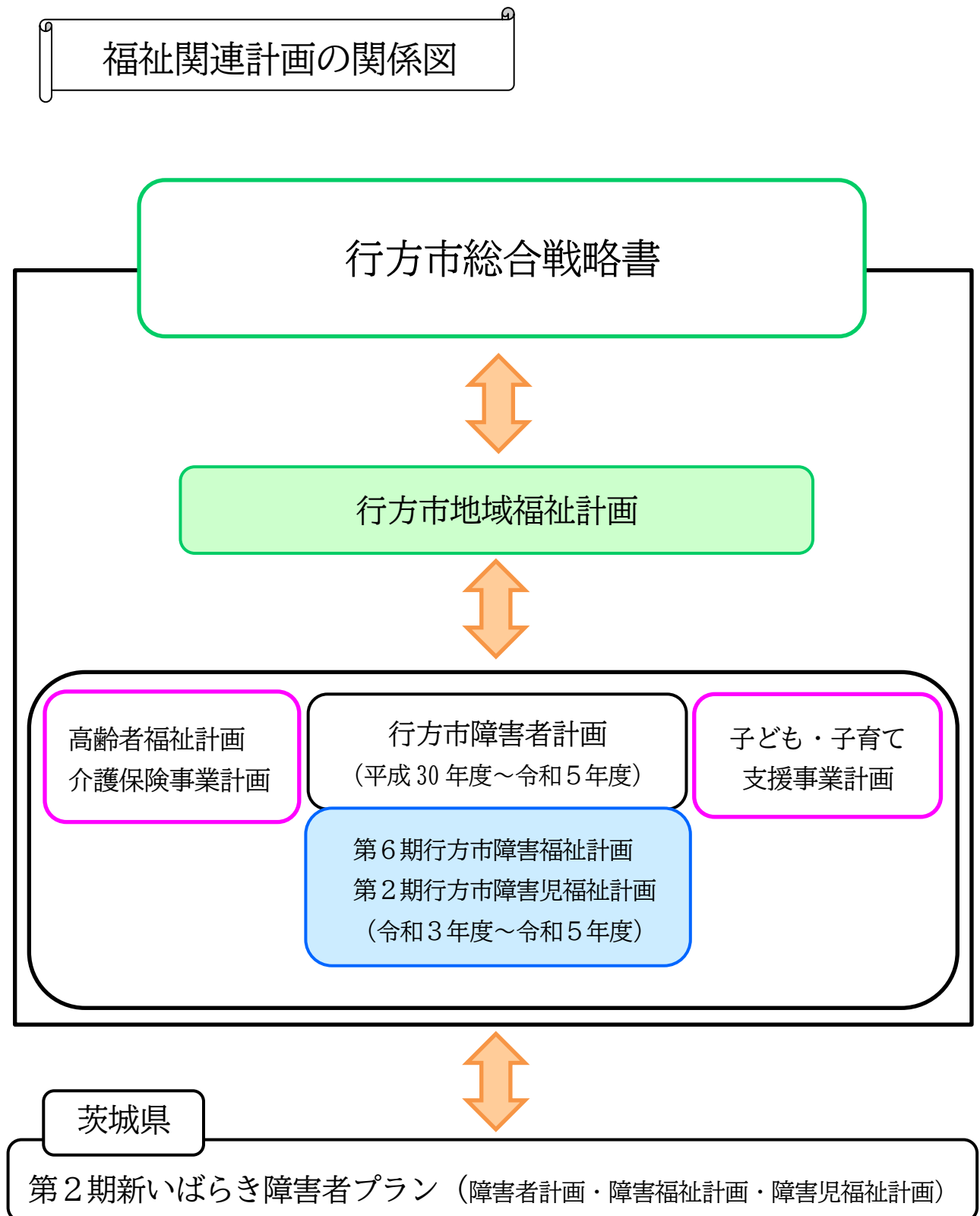
行方市民であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び指定難病特定医療費受給者証を受けている人を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

行方市のホームページに本計画素案を掲示しました。パブリックコメント※1形式で広く市民の意見及び情報を募集し、その内容を計画策定に考慮するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表しました。

※1 パブリックコメント：市の重要な計画や条例などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民の皆さんにご意見を求め、提出されたご意見を考慮して決定していくものをいう。

図表2 計画の位置づけ



第2章 障害者の現況

1. 障害者数の状況

(1) 手帳所持者数

令和2年3月31日現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳1,344人、療育手帳338人、精神障害者保健福祉手帳210人の合計1,892人となっており、総人口の5.53%が手帳所持者という状況です。

図表3 手帳所持者数

(単位：人)

| 手帳種類 | 年度 | | | | | 伸率 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | |
| 身体障害者手帳 (総人口比) | 1,371 (3.75%) | 1,353 (3.76%) | 1,330 (3.76%) | 1,322 (3.80%) | 1,344 (3.93%) | -1.97 (0.18%) |
| 療育手帳 (総人口比) | 304 (0.83%) | 315 (0.88%) | 327 (0.92%) | 335 (0.96%) | 338 (0.99%) | 11.18 (0.16%) |
| 精神障害者保健福祉手帳 (総人口比) | 179 (0.49%) | 180 (0.50%) | 185 (0.52%) | 193 (0.55%) | 210 (0.61%) | 17.32 (0.12%) |
| 計 (総人口比) | 1,854 (5.08%) | 1,848 (5.14%) | 1,842 (5.20%) | 1,850 (5.32%) | 1,892 (5.53%) | 2.05 (0.45%) |
| 総人口【参考】 (住民基本台帳) | 36,522 | 35,940 | 35,412 | 34,806 | 34,203 | -6.35 |

身体障害者手帳所持者の内訳

令和2年3月31日現在の等級別で見ると、1級の471人と2級の209人を合わせた重度の方が50.6%を占めます。

障害別で見ると、肢体不自由者が677人で全体の50.4%を占め、次いで内部障害者が471人と35.0%を占めています。

図表4 身体障害者 障害・年齢・等級別

令和2年3月31日現在 (単位:人)

| 障害名 | 年齢 | 総数 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|--------------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 視覚障害 | 18歳未満 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 18歳以上 | 85 | 36 | 26 | 5 | 4 | 10 | 4 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 18歳未満 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 18歳以上 | 92 | 8 | 23 | 15 | 18 | 0 | 28 |
| 音声・言語・そしゃく機能 | 18歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 18歳以上 | 16 | 1 | 1 | 12 | 2 | | |
| 肢体不自由 | 18歳未満 | 10 | 6 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| | 18歳以上 | 667 | 109 | 155 | 132 | 168 | 69 | 34 |
| 内部障害 | 18歳未満 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 18歳以上 | 469 | 309 | 4 | 54 | 102 | | |
| 計 | 18歳未満 | 15 | 8 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1 |
| | 18歳以上 | 1,329 | 463 | 209 | 218 | 294 | 79 | 66 |

療育手帳所持者の内訳

年齢別(図表5)で見ると、18歳未満の障害児は53人、令和元年度新規交付数(図表6)は10人、その内18歳未満が6人、18歳以上が4人です。

図表5 年齢・等級別の内訳(総数)

令和2年3月31日現在 (単位:人)

| 年齢 | 等級 | 最重度 (A) | 重度 (A) | 中度 (B) | 軽度 (C) | 計 |
|-------|----|------------|--------|--------|--------|-----|
| | | (A) | | | | |
| 18歳未満 | 男 | 3 | 7 | 4 | 16 | 30 |
| | 女 | 2 | 2 | 3 | 16 | 23 |
| | 計 | 5 | 9 | 7 | 32 | 53 |
| 18歳以上 | 男 | 40 | 42 | 46 | 48 | 176 |
| | 女 | 23 | 34 | 30 | 22 | 109 |
| | 計 | 63 | 76 | 76 | 70 | 285 |
| 計 | 男 | 43 | 49 | 50 | 64 | 206 |
| | 女 | 25 | 36 | 33 | 38 | 132 |
| | 計 | 68 | 85 | 83 | 102 | 338 |

図表6 年齢・等級別の内訳（新規）

令和2年3月31日現在（単位：人）

| 年齢 \ 等級 | | 最重度 (A) | 重度 (A) | 中度 (B) | 軽度 (C) | 計 |
|---------|---|------------|--------|--------|--------|----|
| 18歳未満 | 男 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | 女 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| | 計 | 0 | 0 | 1 | 5 | 6 |
| 18歳以上 | 男 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| | 女 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| | 計 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| 計 | 男 | 0 | 0 | 1 | 4 | 5 |
| | 女 | 0 | 0 | 2 | 3 | 5 |
| | 計 | 0 | 0 | 3 | 7 | 10 |

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

令和2年3月31日現在の等級別で見ると210人で総人口比約0.61%です。

なお、自立支援医療費（精神通院）受給者証の交付を受けている人は428人で、手帳所持者は受給者証交付者の49.1%という状況です。受給者証の交付者、手帳所持者ともに年々増加しています。

図表7 等級別の内訳

令和2年3月31日現在（単位：人）

| 項目 \ 等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
|---------|----|-----|----|-----|
| 所持者 | 38 | 124 | 48 | 210 |

図表8 自立支援医療費（精神通院）受給者証交付者数

（単位：人）

| 項目 \ 等級 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 所持者 | 404 | 414 | 430 | 415 | 428 |

(2) 難病患者数

難病患者に対する医療費の助成制度は保健所が窓口で申請が行われ、認定者には指定難病特定疾患医療受給者証が交付されています。

行方市では、平成20年度から年額10,000円、平成27年度から年額20,000円を対象申請者又は対象児の保護者に対し「難病患者見舞金」として支給しています。

なお、対象となる疾病数が平成26年度の56から令和元年7月に333まで拡大されました。

図表9 難病見舞金申請者数 (単位：人)

| 項目 \ 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 受給者証所持者 | 192 | 220 | 200 | 215 | 223 |
| 申請者 | 82 | 90 | 95 | 101 | 110 |
| 申請率 (%) | 42.7 | 40.9 | 47.5 | 47.0 | 49.3 |

(3) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスのうち、18歳以上の方が障害福祉サービスを受ける場合には市が障害支援区分の認定を行い鹿行広域事務組合審査会にて審査を行います。

認定者数は、令和2年3月31日現在で218人となっており、そのうち知的障害者が約半数の115人と最も多く、次いで身体障害者64人、精神障害者が39人、難病患者のみでの申請をする人はいませんでした。

図表10 障害支援区分の認定状況 令和2年3月31日現在 (単位：人)

| 項目 \ 区分 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 身体障害 | 0 | 2 | 9 | 19 | 11 | 23 | 64 |
| 知的障害 | 0 | 9 | 17 | 31 | 24 | 34 | 115 |
| 精神障害 | 2 | 16 | 8 | 8 | 2 | 3 | 39 |
| 難病 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 2 | 27 | 34 | 58 | 37 | 60 | 218 |

2. 障害福祉サービスの概況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、市における利用ニーズは年々高まっています。

行動援護や同行援護の利用者は少ないため、今後サービスに関する周知を行い、必要な人が利用できるような体制づくりが必要です。

図表 11 訪問系サービス (単位：人)

| 項目 \ 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 居宅介護 | 60 | 64 | 63 | 63 | 65 |
| 重度訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 行動援護 | 3 | 3 | 2 | 2 | 0 |
| 同行援護 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| 重度障害者等包括支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 68 | 72 | 70 | 70 | 71 |

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練等の他、日中の居場所づくりなど地域生活支援の重要な拠点となっています。

生活介護や就労移行支援・就労継続支援B型事業所は市内にありますが、就労継続支援A型事業所へは近隣市に通所しています。

図表 12 日中活動系サービス (単位：人)

| 項目 \ 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 生活介護 | 103 | 109 | 99 | 109 | 115 |
| 自立訓練(機能訓練) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練(生活訓練) | 2 | 4 | 4 | 2 | 1 |
| 就労移行支援 | 9 | 15 | 11 | 11 | 19 |
| 就労継続支援(A型) | 11 | 13 | 18 | 18 | 20 |
| 就労継続支援(B型) | 83 | 80 | 80 | 84 | 94 |
| 短期入所 | 39 | 40 | 15 | 40 | 49 |
| 療養介護 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 計 | 252 | 266 | 232 | 269 | 303 |

(3) 居住系サービス

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで大変重要な取り組みで市内に4箇所のグループホームがあり、今後は、本人の希望や生活能力により、施設入所からグループホームへの移行を進めていきます。

図表 13 居住系サービス

(単位：人)

| 項目 \ 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 27 | 34 | 35 | 36 | 40 |
| 共同生活介護 (ケアホーム) | | | | | |
| 施設入所支援 | 67 | 70 | 70 | 68 | 71 |
| 計 | 94 | 104 | 105 | 104 | 111 |

(4) 相談支援

障害のある人への相談支援体系は、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援の3つに大きく分類されており、内容については次のとおりです。

① 基本相談支援

障害のある人からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

② 地域相談支援

長期的に病院や施設で入院・入所していた方が、地域で生活するための住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

居宅で一人暮らしをしている方について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などの支援をします。

③ 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する人が、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画を作成します。

第3章 前回計画の進捗状況

1. 「第5期障害福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

施設入所者数については、第4期計画の実績や介護者の高齢化、居住環境等を考慮し、平成28年度末の施設入所者数の2%の削減、また、地域移行者数については、平成28年度末の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行できるように整備することを目標としました。

○ 本市における施設入所者数及び地域移行者数の目標 (単位：人)

| 項目 | 数値 |
|--------------------|----|
| 平成28年度末の施設入所者数（実績） | 70 |
| 令和2年度末の施設入所者数（目標値） | 68 |
| 令和2年度末の地域移行者数（目標値） | 7 |

○ 本市における施設入所者数及び地域移行者数の実績 (単位：人)

| 項目 | 目標 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 （見込） |
|--------|----|--------|-------|---------------|
| 施設入所者数 | 68 | 68 | 71 | 73 |
| 地域移行者数 | 7 | 2 | 3 | 2 |

地域生活への移行を推進するために、居住の場となるグループホームや日中活動の場となる就労支援事業所を充実させる必要があると考えます。

施設入所者の減少を目標にしましたが、年々増加している現状です。施設での生活を選択される背景には、障害程度の重度化、介護者の高齢化、家庭環境等様々な要因があり、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場、地域の支援体制の確保を図ります。

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

精神障害者の地域移行を推進するためには、病院と地域移行・地域定着事業所や地域等が連携して関わるのが重要です。地域で家族と一緒に生活できることが理想ですが、それが困難な場合はグループホーム等の居住施設が必要になります。そして、

定期的に病院へ通院し、服薬管理ができ、日中活動の場、生活費の確保ができ、安心して生活できるような支援、体制作りが必要です。

精神病院から地域生活への移行促進は困難な状況ではありますが、地域移行支援等の必要なサービスを活用し重点的に地域移行を推進します。さらに、移行後も地域で定着して生活を送れるよう、保健・医療・福祉が連携した支援体制を図ります。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行者を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを目標としました。

○ 本市における福祉施設から一般就労移行者数の目標 (単位：人)

| 項目 | 数値 |
|-------------------------|----|
| 平成 28 年度末の一般就労移行者数 (実績) | 1 |
| 令和 2 年度末の一般就労移行者数 (目標値) | 4 |

○ 本市における福祉施設から一般就労移行者数の実績 (単位：人)

| 項目 | 目標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込) |
|-----------------|----|----------|-------|--------------|
| 年間一般就労移行者数 (合計) | 4 | 0 | 2 | 4 |

福祉施設利用者が一般就労するには、基礎体力の養成、意欲の喚起、対人関係の構築、定着支援などが必要です。市内には、就労移行支援事業所が 1 箇所、就労継続支援 B 型事業所が 8 箇所あります。障害のある人の雇用と就労定着の推進にあたっては、常陸鹿嶋公共職業安定所と障害者就業、生活支援センターまつぼっくりと連携しながら、就労移行の充実を図り、目標値の実現を目指します。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は圏内に少なくとも 1 箇所整備することを目標としました。

○ 地域生活支援拠点等の設置状況

| 項目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込) |
|--------------|----------|-------|--------------|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 未 | 未 | 未 |

地域生活支援拠点等の整備は、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・ひとり暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保するものです。

相談支援事業所や障害者支援施設等の社会資源の数は限られていますが、引き続き、地域生活支援拠点等の設置に向け、市内や圏域の事業所と連携して、面的整備による拠点の整備を目指します。

2. 「第1期行方市障害児福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

(1) 児童発達支援センターの設置

令和2年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置する。

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込) |
|------------|--------|-------|---------------|
| 児童発達支援センター | 未 | 未 | 未 |

児童発達支援センターは、児童発達支援事業に加え、保育所等訪問支援や相談支援等の地域支援機能を有し、地域において中核的な役割を担う療育支援施設です。

本市における療育支援においては、令和2年4月より健康増進課内に療育グループが設置され、早期相談・早期療育支援を関係機関と継続的に行っていますが、児童発達支援センターの設置は令和2年度末までには至りませんでした。相談支援事業所等の社会資源の数が限られているため、市単独での設置は困難な状況です。圏域で整備することを視野にいれ、継続的に協議を重ねていきます。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和2年度末までに、市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込) |
|---------------------|--------|-------|---------------|
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 未 | 未 | 未 |

保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。市内には体制の確保ができていない状況です。これまでの利

用実績はありませんが、児童発達支援センターの確保と同様に体制の構築に取り組んでいきます。

- (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保
令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に1箇所以上確保することを基本とする。

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込) |
|--------------------------------------|--------|-------|---------------|
| 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 未 | 未 | 未 |

市内には確保できていないため、市外の事業所を利用しているのが現状です。身近な地域で療育施設をいかに確保するのは大きな課題です。

- (4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、市町村又は圏域において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込) |
|-------------------|--------|-------|---------------|
| 医療的ケア児に対する協議の場の設置 | 未 | 未 | 未 |

医療的ケア児の協議の場の設置は、医療的ケア児とその家族を地域で支え、適切な支援を受けられるようにするため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会し、地域の課題や対応策について定期的に・継続的に意見交換や情報共有を図る場を設置するというものです。当市では、これらの関係機関が集まる会議は定期的には実施していませんが、障害のある児童において個別事例で問題事案が発生した際には、関係部署が集まり、医療的ケア児の支援について協議してきました。これまでに各関係機関が対応してきた個別事例の検証を行い、課題を共有した上で、よりよい体制づくりに向けた協議を重ねていくことが大切だと考えます。

第2部 行方市障害者計画

第1章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、最初の計画にうたわれている「やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして」とし、憲法にうたわれている健康で文化的な生活を、市民ひとりひとりが実感し続けられるために、この理念に基づいて様々な施策を展開します。

2. 計画推進の基本的な視点

障害があっても住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、ノーマライゼーション※2の理念のもと、障害福祉サービスや地域生活支援事業などによる自立生活への支援体制の強化を図ります。また、学習や交流、就労などの場の充実や、ユニバーサルデザイン※3のまちづくりなど、障害者が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

(1) 健康で文化的なまち

誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、道路、施設などの物理面だけでなく、心理面でのバリアフリーについて取り組みを進めることで、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域で支えあう共生社会を築きます。また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる基本的人権が根付いた地域社会の実現を目指す取り組みを推進します。

(2) 誰にでもやさしい細やかな支援の展開

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域で気軽に相談支援を受けられる支援体制の充実を図り、市民が互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

また、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じたきめ細やかな支援を行い、障害のある高齢者や子ども、経済的な困窮者など、複合的に困難な状況に置かれた人に対しても、総合的な相談・支援が行える体制を整備します。

※2 ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※3 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインするという考え方。障害によりもたらされるバリアー（障壁）に対処するという考え方である「バリアフリー」に対比する形として用いられる。

(3) 障害児のすこやかな育成のための発達支援

障害にかかわらず、子どもが地域でともにすこやかに成長できるように、子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を整備します。

3. 基本目標

(1) とともに生きる地域づくり

障害者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害等により支援の必要な子どもたちに対して、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない支援を行うことで、その人らしく自立した生活が送れるよう支援します。

(2) 生きがいを感じる就労

障害者が地域で自立して生活していくためにも就労は非常に大切です。障害特性や障害の状態に合った就労ができるよう、きめ細やかな相談支援を行うとともに、就労後の支援や離職後の再訓練など、障害者ひとりひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

また、企業や関係機関と連携し、障害者の一般就労への移行を支援します。

(3) すこやかな暮らし

障害者の保健医療施策では早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害者の高齢化が進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応も充実させる必要があります。そのため、保健・医療・福祉が連携し、連続性を持つことにより、ひとりひとりが安心して必要な医療を受けられる体制づくりに取り組みます。

(4) 自立した生活

障害者の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など地域生活支援事業の推進を図るとともに、鹿行圏域の関係機関と連携し、各種障害福祉サービスの基盤整備と充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。

また、福祉活動への支援やボランティアの育成について、関係機関との連携を図ります。さらに、障害者の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談支援を強化するとともに、言語その他の意思疎通手段を選択できる機会の提供に努めます。

(5) 安全で快適な暮らし

障害者が安心して暮らし続けることができるために、地域住民をはじめさまざまな機関・団体と協同し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、災害時の情報伝達や避難支援・救助体制の整備を進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、安心・安全な環境を確保します。

(6) 合理的配慮の提供

障害者差別解消法を踏まえ、障害にかかわらず互いの人格や個性を尊重し、差別や偏見のない地域社会を築くために、市民が障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動を行います。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害など、より一層の理解が必要な障害や、外見からはわかりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する普及啓発に努めます。

(7) 運動やスポーツ活動の創出

幼児から高齢者まで（子ども、成人、高齢者、障害者）、ライフステージに応じた多様な運動やスポーツ活動の機会の創出を図ります。

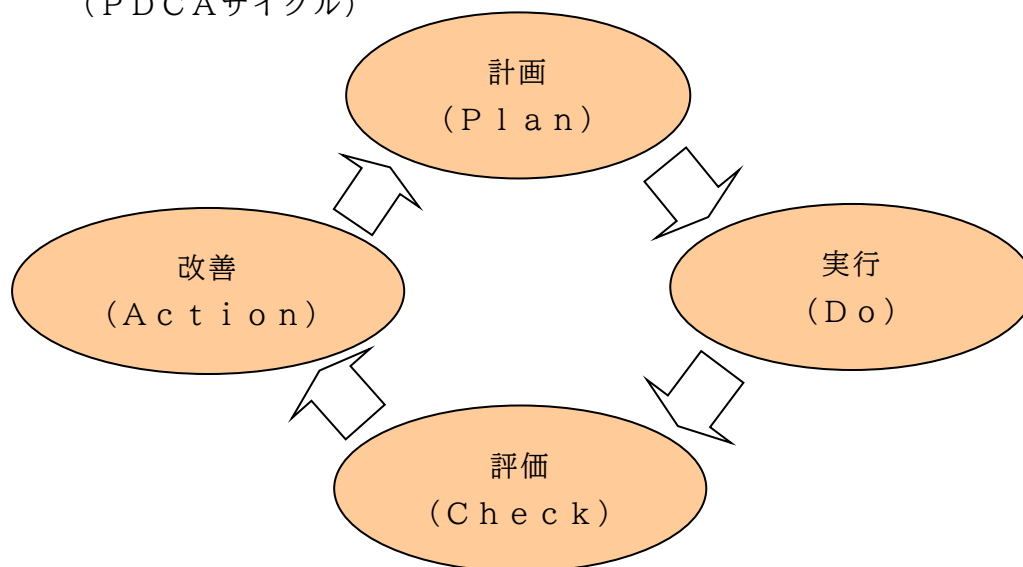
4. P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

計画の円滑な推進を図るためには、計画の推進にあたっての責任体制を明確にするとともに、計画の進捗状況等についての評価や、評価の結果に基づいた課題の検討を適宜行う必要があります。

また、庁内関係各課の緊密な連携のもと、全庁的な施策の展開を図り、必要に応じて障害者やその関係者が意見を述べることができる機会を設けることも必要です。

具体的、客観的なデータに基づく施策の立案を行うとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のP D C Aサイクルを構築し、具体的な目標設定や達成度の評価、根拠に基づく改善等を行い、効果的・効率的な障害者施策を推進します。

計画の推進にあたっての評価及び改善の手順
(P D C Aサイクル)



5. 計画の施策体系

基本理念

やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして 行方市

基本的な視点

- 健康で文化的なまち
- 誰にでもやさしい細やかな支援の展開
- 障害児のすこやかな育成のための発達支援

基本目標

施策の方向性

1. ともに生きる地域づくり

相談や教育の推進

2. 生きがいを感じる就労

雇用や就労支援

3. すこやかな暮らし

保健や医療の充実

4. 自立した生活

福祉サービスの充実

5. 安全で快適な暮らし

福祉のまちづくり

6. 合理的配慮の提供

人権尊重のまちづくり

7. 運動やスポーツ活動の創出

スポーツ環境の整備

第2章 施策の展開

1. とともに生きる地域づくり

(1) 現状と課題

- ① 国の「障害者基本計画」では、分野別施策における基本方針として「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に対する国民理解を促進するため、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進する」としております。

また、障害者基本法では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定しています。

障害者に対する正しい理解を推進するためには、子どものころから障害者に対する理解を深めることが必要です。そのためには、小中学生に対する福祉教育の実施やボランティア活動を通じた障害者との交流などを推進することが求められています。

(2) 施策の方向性

- ① 障害による差別・偏見をもたれることがない社会を目指します。
- ② 地域住民が障害についての理解を深め、地域で障害者を支えることができるよう、意識啓発活動を充実させるとともに、障害者と日常的に交流できる機会をつくります。
- ③ 障害の早期発見・早期治療ができる体制を構築し、乳幼児期から就労まで切れ目のない支援を行います。
- ④ 教育・保育・保健・医療・障害福祉等各分野の連携を強化し、支援体制を確立します。

2. 生きがいを感じる就労

(1) 現状と課題

- ① 障害者の雇用については、働くことを希望する人が多い一方で、障害の特性や職場の状況により長期雇用につながりにくいという実態があり、雇用主等への障害者雇用に対する理解促進、処遇改善とあわせて、職場定着のための取り組みが求められています。
- ② 障害のある子どもの保護者からは、学校を卒業した後の就労についての不安が大きいという声が多く寄せられ、卒業後の雇用機会の拡大のために、就労体験や職場実習の場と通勤手段等の確保のための支援が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障害者が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、一般就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- ② 多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害の特性に合った就労を支援します。
- ③ 就労支援関係機関と連携し、障害者雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。

3. すこやかな暮らし

(1) 現状と課題

- ① 疾病による障害を未然に防ぐため、市民ひとりひとりの健康意識の高揚と生活習慣病予防の取組を推進し、健康づくりを支援しています。
- ② 乳幼児健康診査や相談を充実し、虐待の予防・疾病の早期発見に取り組み、関係機関と連携して早期療育へつなぐ体制整備に努めています。
- ③ 医療機関における合理的配慮の提供や障害に対する理解促進が求められています。
- ④ 障害に伴う継続的な医療が必要な人に対する経済的負担の軽減が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障害者が地域で適切な医療を受け、安心して暮らせる環境整備に努めます。
- ② 保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。

4. 自立した生活

(1) 現状と課題

- ① 相談支援事業について、専門的知識や経験を有する職員を配置し、質の高いサービスの安定的な提供に努めています。
- ② 障害者支援のための各種制度やサービスの内容、利用方法等について、さらに適切で丁寧な情報提供が求められています。
- ③ 家族等の介助者の高齢化により将来への不安を抱える方が増加しています。地域で障害のある人とその介助者等を支援するための体制の構築が必要です。
- ④ 家族の負担を軽減するための居宅介護や短期入所施設、グループホーム等が行方市に少ないので、それらのサービス提供体制の整備を促進する必要があります。

(2) 施策の方向性

- ① 障害者の地域生活を包括的に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障害福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤の整備に努めます。
- ③ 障害者が地域で自立して暮らしていけるよう、障害に対する理解促進と合理的配慮の普及啓発を推進します。

5. 安全で快適な暮らし

(1) 現状と課題

- ① 市営住宅の需要が高く空室等が見込めない状況です。
- ② 一部の公営施設についてはバリアフリーとなっていますが、民間施設などでは対策ができていない状況もあります。
- ③ 公共交通機関が少ない地域に暮らしている障害者の外出支援、移動支援が課題です。
- ④ 災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供や意思疎通支援体制の構築・強化が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障害の有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。
- ② 災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。

6. 合理的配慮の提供

(1) 現状と課題

- ① 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害に関する差別の禁止と合理的配慮の提供についての意識が高まっていますが、障害者へのアンケート調査で、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある・少しあると答えた人が7割と多く、制度の普及啓発の強化が課題です。
- ② 学校や職場、地域社会など、さまざまな場において、障害に対する理解を深め、心理的なバリアフリー化を促進する取り組みが求められています。

- ③ 成年後見制度についても「知らない」と答えた人が 81%と多く、障害のある人の権利擁護を推進するため、制度に対する正しい理解と制度の普及啓発が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障害の有無にかかわらず個人として尊重され、ひとりひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- ② 学校教育や社会教育の場において、障害に対する理解を深め、合理的配慮の提供を推進するための啓発を行います。
- ③ 障害者の権利擁護について、啓発活動を推進し、障害者虐待及び障害を理由とする差別の防止への取組を強化します。

7. 運動やスポーツ活動の創出

(1) 現状と課題

- ① 平成 23 年 8 月に施行されたスポーツ基本法において、スポーツの価値や意義とともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と定められています。
- ② 障害者のスポーツは、リハビリテーションの延長という考え方から、日常生活で楽しむレクリエーションや健康の維持・増進などを目的とした生涯スポーツ、競技するスポーツへと変わってきました。
- ③ 行方市においては、障害者のスポーツは、福祉部門を中心に行っています。しかし、障害者スポーツの環境（場所・指導者）は未だ整っていない状況にあり、障害者の日常の過ごし方として、レクリエーションやスポーツを楽しむ機会が少ない現状です。

(2) 施策の方向性

- ① 交流できるスポーツ環境の整備として、障害者も健常者も共にスポーツができる機会を提供し、障害に関係なく一緒にスポーツを楽しみ交流できる環境を目指します。
- ② 誰もが健康で豊かな生活が送れるよう、教育部門と連携して日常的な運動・スポーツ種目や指導方法について調査・研究します。
- ③ 障害者スポーツ推進のためのコーディネーターとして、スポーツ指導員・スポーツボランティア・介助等のボランティアの育成・確保に努めます。
- ④ スポーツの効用に関する情報発信や、障害者が「いつ、どこで、どのようにして」できるかという具体的な情報発信・普及啓発を推進します。

第3部 行方市第6期障害福祉計画

第1章 施策の方向性と施策について

1. 相談や教育の推進

<施策の方向性>

- 教育・保育・保健・医療・障害福祉等各分野の連携を強化し、支援体制の確立を図ります。
- 障害の早期発見、早期治療ができる体制を構築し、乳幼児期から就労まで切れ目のない支援を行います。
- 地域住民が障害についての理解を深め、地域で障害のある人を支えることができるよう、意識啓発活動を充実させるとともに、障害者と日常的に交流できる機会の構築を図ります。

<施策>

(1) 総合的な相談体制の充実

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-----------------------------------|
| 相談関係 | <ul style="list-style-type: none"> ① 臨床心理士、精神保健福祉士等と連携を図り、より専門的で総合的な相談体制を構築します。 ② 小中学校では、児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラー等による相談を実施します。 ③ 市内保育園・こども園・幼稚園への巡回相談を実施し、子育てや就学に向けて支援が必要な児童や保護者に対して相談を実施します。 | 社会福祉課 健康増進課 学校教育課 |
| 障害児(者)サポートネットワークの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関相互の連携により、それぞれの役割分担を明確にし、支援のネットワークの整備を図ります。 ② 整備されたネットワークを活用し、支援体制を強化・拡充します。 | 社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課 |
| 教育と福祉の協議の場の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ① 教育と保健と福祉の協議の場として、教育関係職員と福祉関係職員の相互理解を深め、障害のある児童の支援を効果的かつ総合的に行うため、さらに連携を推進するために設置します。 | 社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課 |

(2) 早期療育の推進

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|--|-----------------------------------|
| 地域等における療育体制の整備 | ① 配慮を要する児童が増加傾向にあるため就学前の児童に対して、個別や集団療育を実施します。 ② 障害のある児童に対する多様な活動の場、療育の場を確保するため、関係機関と連携し、療育事業の充実を図り、継続的な支援に努めます。 | 社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課 |

児童：本市では、児童福祉法により就学前や就学後等の18歳未満の子どもを児童と表記しました。

(3) 研修・啓発の充実

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|--------------|---|-----------------------------------|
| 関係機関従事者への研修 | ① 教育・福祉・保健など関係機関従事者に、それぞれのニーズに合った研修を実施し、発達障害等に関する知識を深めます。 | 社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課 |
| 保護者に対する研修・啓発 | ① 関係機関と連携しペアレントトレーニングを実施するなかで、親と子の良好な関係づくりを進めます。 | 社会福祉課 健康増進課 学校教育課 |
| 市民への啓発 | ① 発達障害等への市民の理解を深めるための研修や啓発を行います。 | 社会福祉課 学校教育課 |

2. 雇用や就労支援

<施策の方向性>

- 障害のある人が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、一般就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- 多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害の特性に合った就労を支援します。
- 就労支援関係機関と連携し、障害者雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。

<施策>

(1) 就労機会の拡充

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|--|----------------|
| 就労先の情報提供 | ① 障害者雇用制度の普及・啓発に努めます。 ② ハローワーク等と連携し、特別支援学校卒業後の進路について、情報提供に努めます。 | 社会福祉課 商工観光課 |
| 雇用主・従業員等への理解啓発 | ① 雇用主、従業員全てが障害や障害のある人について理解を深めるための啓発をハローワークと連携して行うよう努めます。 | 社会福祉課 商工観光課 |
| 障害者雇用機会の拡大 | ① 障害のある人が自身の能力と希望に合った就労方法を選べるよう関係機関と連携し、情報収集・提供の充実に努めます。 ② 障害のある人への雇用等の情報提供に努めます。 | 社会福祉課 商工観光課 |

(2) 経済的自立の支援

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|-------|
| 就労支援体制の充実 | ① ハローワークと連携した障害のある人の職業訓練や、障害者就業・生活支援センターとの連携による就労移行支援事業等の就労訓練の利用を促進します。 | 社会福祉課 |
| 職場定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援 | ① 障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障害者の就労継続・職場定着のため、障害のある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ等の利用の促進に努めます。 ② 障害者相談支援センターとともに、職場での問題や離職者に対する復職相談など、きめ細やかな支援を行います。 | 社会福祉課 |

(3) 福祉的就労の支援

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 仕事の確保支援 | ① 障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を定め、障害者就労施設への仕事の確保を支援します。 | 社会福祉課 |
| 事業所の自主製品の振興の促進 | ① 市役所等に事業所等の自主製品等の展示コーナーを設け、市民への啓発・理解促進に努めます。(市内事業所に限る) | 社会福祉課 |

3. 保健や医療の充実

<施策の方向性>

- 障害者が地域で適切な医療を受け、安心して暮らせる環境整備に努めます。
- 保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。

<施策>

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|---|--|---|
| 保健・医療・福祉の連携強化 | ① 地域医療・福祉関係機関との連携を密にし、多職種とのネットワークの強化を図ります。 | 社会福祉課 こども福祉課 介護福祉課 健康増進課 国保年金課 学校教育課 |
| 健康づくりの推進 (疾病の予防と早期発見、重症化予防等) | ① 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を推進するため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等に努めます。 ② 疾病による障害を未然に防ぐため、生活習慣病予防対策の積極的な推進を行い、健康づくりを支援します。 ③ ライフステージに応じた生活習慣病の予防や、早期受診及び治療の継続支援を行うことで重症化による障害を防ぎます。 | 健康増進課 介護福祉課 国保年金課 |
| 乳幼児期の健康の保持・増進、 疾病の予防、早期発見 (健診・相談) | ① 乳幼児を対象に1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児健康診査・5歳児健康相談等を実施し、子どもの成長発達や先天性疾患・発達障害・疾病の早期発見・早期治療、予防接種の勧奨、育児・就学支援を進めます。 ② 保健・医療・福祉・教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、障害のある児童に関する相談支援を推進します。 ③ 発達障害を含めた障害の早期発見、虐待を予防するため、各種健診事業等の充実を図り、相談体制の充実に努めます。 | 健康増進課 学校教育課 |

| | | |
|---------------|--|----------------|
| 精神保健対策の充実 | ① 関係機関と連携し、訪問指導や相談事業等で心の健康づくりを支援します。 ② 精神保健対策に関する講演会・研修会を実施します。 ③ 精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。 | 社会福祉課 健康増進課 |
| 精神障害者等の地域移行支援 | ① 精神障害者等の退院後の地域生活について、地域移行・地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。 ② 関係団体と連携して、地域の受入体制の整備や居場所の確保を図ります。 | 社会福祉課 |

(2) 福祉医療制度の充実

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|---|-----------------|
| 医療費に対する助成制度と広報 | ① 障害のある人が適切な医療を受けられるよう、医療費の助成制度(医療福祉費支給制度)の安定的な制度運営の継続に努めます。 ② 公的医療費助成制度(自立支援医療等)の周知に努め、適切な受給を支援します。 | 社会福祉課 こども福祉課 |

4. 福祉サービスの充実

<施策の方向性>

- 障害のある人の地域生活を包括的に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤の整備に努めます。
- 障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、障害に対する理解促進と合理的配慮の普及啓発を推進します。

<施策>

(1) 相談支援事業の充実

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 障害者相談支援事業の充実 | ① 指定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の確保に努め、障害者(児)相談支援の充実を図ります。 ② 地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実に努めます。 ③ 専門・総合的な相談支援体制の充実を図ります。 | 社会福祉課 |

(2) 自立支援給付の充実

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 訪問系サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護などを提供し、居宅での生活を支援します。 ② 訪問系サービスを行う訪問介護事業所に対し、従事者のスキルアップ研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。 ③ 介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促し、訪問系サービスの質的・量的充実に努めます。 | 社会福祉課 |
| 日中活動系サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人が自立した生活を送るための日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援B型等)を提供します。 ② 日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、適切に提供できるようサービス基盤の整備促進に努めます。 | 社会福祉課 |
| 短期入所支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、短期入所事業の充実に努めます。 ② 鹿行圏域の関係機関や施設と連携し、必要な時に適切に利用できる体制の構築に努めます。 | 社会福祉課 |
| 補装具費の給付 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人の身体機能を補完するための補装具費を給付します。 | 社会福祉課 |
| 施設から地域生活への移行の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした地域生活支援体制の充実に努めます。 ② 地域生活に必要なグループホームや生活介護、短期入所施設等の整備の支援に努めます。 ③ 市内の空き施設等を障害福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。 | 社会福祉課 |

(3) 外出支援の推進

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 福祉タクシー利用券交付事業 | ① 障害のある人(等級要件有り)に対し、タクシーの利用券を交付します。 | 社会福祉課 |
| 福祉車両やボランティアの活用 | ① 行方市社会福祉協議会が管理する福祉車両の利活用を支援します。 ② 福祉事業を円滑に実施するためのボランティアの活用について、行方市社会福祉協議会と連携を図ります。 | 社会福祉課 |

(4) その他の福祉サービスの充実

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 各種障害者手当等の支給 | ① 特別障害者手当・障害児福祉手当等の各種手当を支給します。 | 社会福祉課 |
| 各種制度の広報・啓発 | ① 広報紙、なめがたエリアテレビ、パンフレットの活用を通じて、各種制度の周知と利用促進に努めます。 ② 「障害者の福祉制度一覧」により、各種制度を周知し、障害者の支援を図ります。 | 社会福祉課 |
| 指定難病患者等への支援 | ① 障害者総合支援法の対象となる難病等について周知を図り、対象者又は対象児の保護者に対し難病患者見舞金や自立と社会参加を促進します。 | 社会福祉課 |

(5) 地域生活支援事業の推進

1) 必須事業

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| 理解促進研修・啓発事業 | ① 地域住民等を対象に、障害福祉の関係法令や障害特性について理解を深めるためのイベント・研修会の開催や啓発活動を行います。 | 社会福祉課 |
| 自発的活動支援事業 | ① 障害のある人等やその家族、地域住民等による、地域における自発的活動(当事者同士の交流会、災害対策活動、見守り活動、ボランティアの養成・活動等)を支援することにより、共生社会の実現を図ります。 | 社会福祉課 |

| | | |
|-------------------------------|--|------------------------|
| <p>特別相談支援事業（障害者相談支援事業の強化）</p> | <p>① 障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、関係機関と情報を共有し連携強化に取り組みます。</p> <p>② 専門的職員を市に配置し、相談支援事業の評価や困難事例への対応に係る協議・調整を行います。</p> <p>③ 地域の実情を踏まえたより総合的な相談支援を実施するため、圏域（行方市、潮来市、鹿嶋市、神栖市、銚田市）での連携を図りながら、基幹相談支援センターの設置を検討していきます。</p> | <p>社会福祉課</p> |
| <p>成年後見制度利用支援事業</p> | <p>① 障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人に対し、制度の利用を支援することにより、その障害のある人の権利擁護を図ります。</p> | <p>社会福祉課 介護福祉課</p> |
| <p>成年後見制度法人後見支援事業</p> | <p>① 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。</p> | <p>社会福祉課 介護福祉課</p> |
| <p>意思疎通支援事業</p> | <p>① 聴覚、言語、音声機能、視覚、その他の重度の障害や難病のため、意思疎通が困難な障害のある人等に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣します。</p> | <p>社会福祉課</p> |
| <p>日常生活用具給付等事業</p> | <p>① 障害のある人等の日常生活の便宜を図るため、調査を行い実情に合わせた適正な日常生活用具を給付します。</p> | <p>社会福祉課</p> |
| <p>手話奉仕員養成研修事業</p> | <p>① 手話奉仕員を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成を図ることで、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。</p> | <p>社会福祉課</p> |
| <p>移動支援事業</p> | <p>① 屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、社会生活上不可欠な外出や社会参加を支援するためのホームヘルパーを派遣します。</p> | <p>社会福祉課</p> |
| <p>地域活動支援センター事業</p> | <p>① 地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加や地域交流を通じて、障害のある人の地域活動を支援します。</p> | <p>社会福祉課</p> |

2) 任意事業

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|------------|--|----------------|
| 訪問入浴サービス事業 | ① 重度の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。 | 社会福祉課 |
| 日中一時支援事業 | ① 障害のある人の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。 | 社会福祉課 |
| 社会参加促進事業 | ① 障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動等を通じて体力増進や交流を図るための大会や教室を開催します。 ② 身体障害者の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行います。 | 社会福祉課 生涯学習課 |

5. 福祉のまちづくり

<施策の方向性>

- 障害の有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。
- 災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。

<施策>

(1) 福祉のまちづくりの整備推進

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|-----------------|---|----------------|
| 公共施設のバリアフリー化の推進 | ① 既存施設については、障害のある人の利用頻度の高いものからバリアフリー化を進めます。 ② 公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設として整備します。 | 財政課 都市建設課 |
| 職場環境の改善促進 | ① 障害のある人が仕事をする際に、必要なスロープや障害者用トイレの設置等、環境整備の促進を事業所等に働きかけます。 | 社会福祉課 商工観光課 |
| 住宅改修による在宅生活支援 | ① 手すりの取付や段差の解消等の小規模な住宅改修により、障害のある人の日常生活を支援します。 ② 障害者の個々の実情に応じた適切な住宅改修が行えるよう、相談体制の充実に努めます。 | 社会福祉課 介護福祉課 |

(2) 移動手段の整備

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|-----------------|---|----------------|
| 道路や歩道などの交通環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ① 道路パトロールや市民からの情報提供により、改善が必要な箇所の把握に努めます。 ② 歩道の段差解消、障害物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。 | 道路維持課 都市建設課 |
| 移動手段の確保の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の移動手段を確保するため、福祉有償運送制度の啓発と新規参入を促進します。 | 介護福祉課 |

(3) 要支援者対応の充実強化

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|--|-----------------------|
| 避難行動要支援者への対応強化 | <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時の福祉避難所の確保に努め、福祉避難所運営マニュアルや避難行動マニュアルを策定するなど障害者の避難支援体制を整備します。 ② 避難行動要支援者名簿を作成・管理し、避難支援等関係者とともに災害時の連携や救援体制の確立に努めます。 ③ 民生委員・児童委員、地区(自主防災組織)、関係福祉団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの要支援者支援体制の構築を図ります。 ④ 自主防災組織等の訓練に、障害のある人等が参加し、避難時の課題を抽出することで、災害時の避難行動要支援者への対応を強化します。 | 総務課 社会福祉課 介護福祉課 |
| 防犯対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者支援施設・福祉サービス事業所等、障害のある人が利用する施設について、警察等関係機関と連携することで防犯対策を強化します。 ② 障害者が犯罪にまき込まれないよう地域における見守り・防犯体制の確立について普及啓発を行います。 | 総務課 社会福祉課 |
| 交通安全対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人等、交通弱者への交通マナー向上のため、ドライバーなどへの交通安全教室を行います。 | 総務課 |

6. 人権尊重のまちづくり

<施策の方向性>

- 障害の有無にかかわらず個人として尊重され、ひとりひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- 学校教育や社会教育の場において、障害に対する理解を深め、合理的配慮の提供を推進するための啓発を行います。
- 障害者の権利擁護について、啓発活動を推進し、障害者虐待及び障害を理由とする差別の防止への取組を強化します。

<施策>

(1) 人権教育・啓発活動の推進

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------------------------|
| 学校での人権教育・福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① ひとりひとりの児童生徒が、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さも認めることができるようにするため、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」が一体となった取組を推進します。 ② 教育委員会と行方市社会福祉協議会等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習やボランティア活動を行うことで福祉と人権教育の推進を図ります。 | 総合窓口課 社会福祉課 学校教育課 |
| 社会教育等での人権教育・福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため人権教育・啓発に努めます。 ② 人権教育の推進を重要視し、青少年市民会議をはじめとする社会教育関係団体に対して、視聴覚教材等を活用した研修会を実施し、学ぶ機会の提供と人権課題に対する意識を醸成するようにします。 | 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課 |

(2) 相談支援体制の充実

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|------------------|---|-----------------------------------|
| 障害者差別と虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害を理由とした差別に関する相談体制を充実させ、対応や解決に向けた支援を行います。 ② 障害を理由とした差別の防止や合理的配慮について広く普及啓発を行います。 ③ 障害者虐待防止に関する理解を深める取り組みとともに、虐待の発見、通報に対する体制を整備します。 | 社会福祉課 学校教育課 こども福祉課 健康増進課 |
| 情報提供体制の確立と情報の共有化 | <ul style="list-style-type: none"> ① 広報紙、なめがたエリアテレビ、ホームページ等の情報提供において、あらゆる合理的配慮を推進し、障害のある人への情報保障に努めます。 ② 点字、手話、要約筆記など、障害の特性に応じた支援を行い、障害のある人への情報提供体制を確立します。 ③ 障害のある人を支援する民生委員・児童委員、障害者相談員、障害者関係団体等に、障害を理由とした差別の防止や合理的配慮に関する情報を積極的に提供し協力体制を構築します。 | 情報政策課 社会福祉課 |

(3) 地域福祉活動の推進

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| ボランティア団体への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 行方市社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターによるボランティア団体への支援・指導を支援します。 | 社会福祉課 |
| 地域住民意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ① 行方市社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を通じて、市民に対し福祉における共助の意識啓発、ボランティア活動の情報を提供することで、市民ボランティアの参加を促します。 | 社会福祉課 |
| 地域における相互交流と社会参加促進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人やボランティアが実施する地域での相互交流活動を支援します。 ② 市が実施する各種イベントを通じて、障害のある人の地域社会との交流の機会を提供します。 | 社会福祉課 |

7. スポーツ環境の整備

<施策の方向性>

- 交流できるスポーツ環境の整備として、障害者も健常者も共にスポーツができる機会を提供し、障害に関係なく一緒にスポーツを楽しみ交流できる環境を目指します。
- 誰もが健康で豊かな生活が送れるよう、教育部門と連携して日常的な運動・スポーツ種目や指導方法について調査・研究します。
- 障害者スポーツ推進のためのコーディネーターとして、スポーツ指導員・スポーツボランティア・介助等のボランティアの育成・確保に努めます。
- スポーツの効用に関する情報発信や、障害者が「いつ、どこで、どのようにして」できるかという具体的な情報発信・普及啓発を推進します。

<施策>

(1) 障害者とのつながりを考慮した環境づくり

| 施策名(事業) | 具体的な取り組み内容 | 担当課 |
|-------------|--|----------------|
| 障害者スポーツ振興事業 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市在住・通所の障害のある人に対し、スポーツの機会を設け、関心の高まった障害者スポーツの振興を図るとともに、市民の障害のある人に対する理解と認識を深めることと、選手及び指導者の技術向上を図ります。 ② スポーツイベントへの参加や運動の機会を提供します。 | 社会福祉課 生涯学習課 |
| 講座等の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人が参加しやすい学習の機会の充実を図ります。 | 社会福祉課 生涯学習課 |

第2章 計画期間の成果目標の設定

1. 令和5年度の成果目標の設定

第6期の障害福祉計画では、国の基本指針に基づき計画の最終年度である令和5年度を目標年度として、次の項目について目標を掲げます。

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の指針

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする
とともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

- 行方市では、第5期計画の実績や介護者の高齢化、居住環境等を考慮し、目標値を次のように設定しました。

地域生活への移行を推進するために、障害のある人に対する理解を深めるための取組をはじめ、居住の場となるグループホームの増設や日中活動の場となる就労支援事業所の充実を図ります。

② 本市における施設入所者数及び地域移行者数の目標 (単位：人)

| 項目 | 数値 | 移行・削減者数 |
|----------------------|----|---------|
| 令和元年度末の施設入所者数（実績） | 71 | — |
| 令和5年度末の地域移行者数（移行目標値） | 66 | 5 |
| 令和5年度末の施設入所者数（削減目標値） | 69 | 2 |

③ 地域生活移行者数（第5期計画実績） (単位：人)

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 （見込） |
|----------|--------|-------|---------------|
| 地域生活移行者数 | 2 | 3 | 2 |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の指針

精神病床における退院率を入院後3か月時点 69%以上、入院後6か月時点 86%以上、入院後1年時点 92%以上とすることを基本とする。

- 精神障害者の地域移行を推進するためには、病院と地域移行・地域定着事業所や地域（自治体・家族）等が連携して関わるのが重要です。

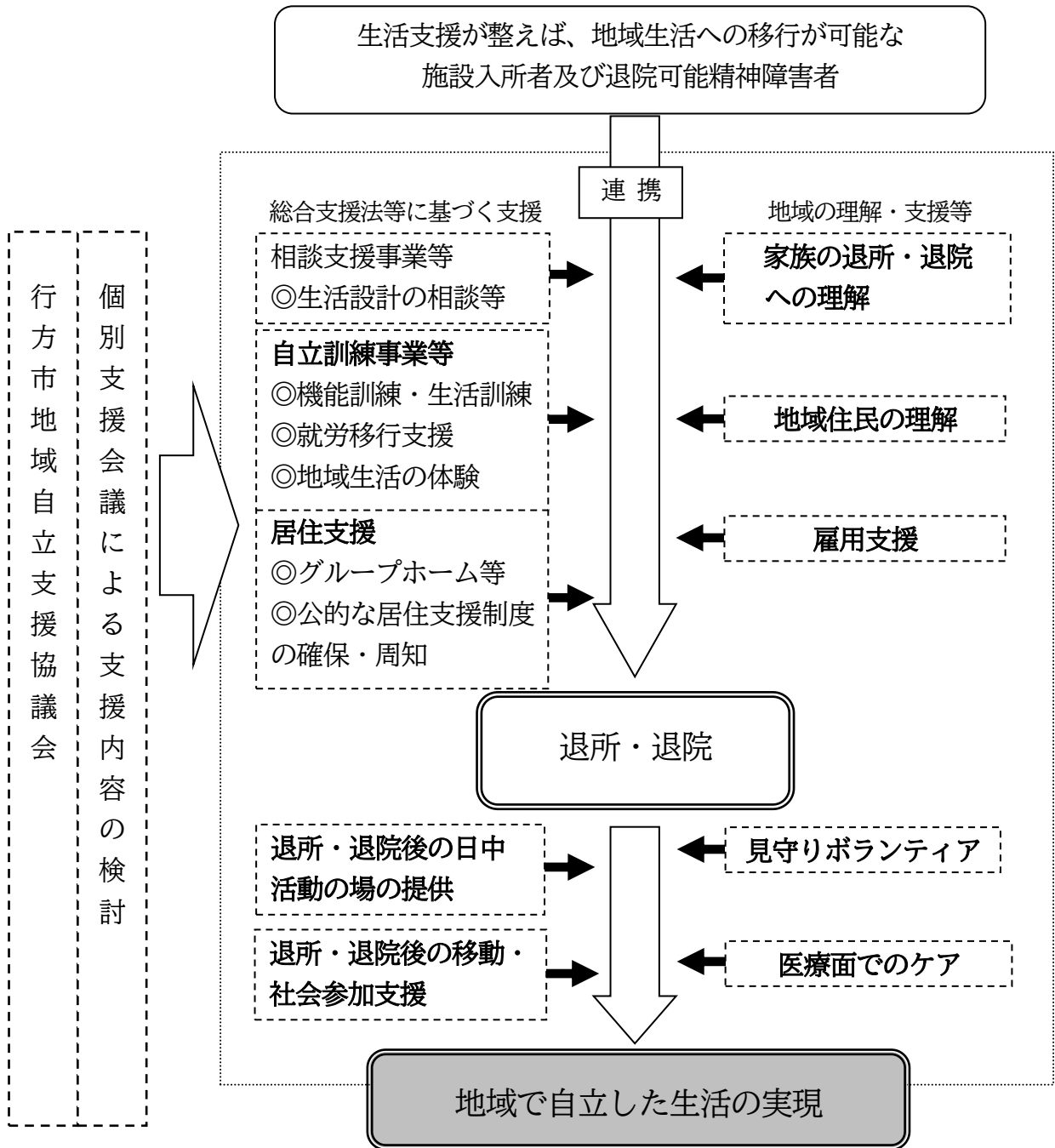
地域で家族と一緒に生活できるのが理想ですが、それが困難な場合はグループホーム等の居住施設が必要になります。そして、定期的に病院へ通院し、服薬管理ができ、日中活動の場、生活費の確保ができ、安心して生活できるような支援、体制づくりが必要です。

② 本市の目標

- 保健・医療・福祉関係者による協議の体制

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------------------|-------|-------|-------|
| 項目 | | | |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

③ 地域生活への移行支援



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 国の指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。また、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

② 本市の目標

一般就労移行者、病院や施設から地域への移行者、その他障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域生活支援のための拠点づくりについて近隣市等と情報交換をしながら進めていきます。

○ 地域生活支援拠点等における目標

| 項 目 | 年 度 | | |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域生活支援拠点等の数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会 | 1回 | 1回 | 1回 |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指す。

・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢の障害のある人に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進める。

② 本市の目標

福祉施設利用者が一般就労するには、基礎体力の養成、対人関係の構築、定着支援などが必要です。

本市内には、就労移行支援事業所が1箇所、就労継続支援B型事業所が8箇所あり、常陸鹿嶋公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターまつぼっくりと連携し、就労移行の充実を図り、目標値の実現を目指します。

○ 本市における福祉施設から一般就労移行者数の実績及び目標 (単位：人)

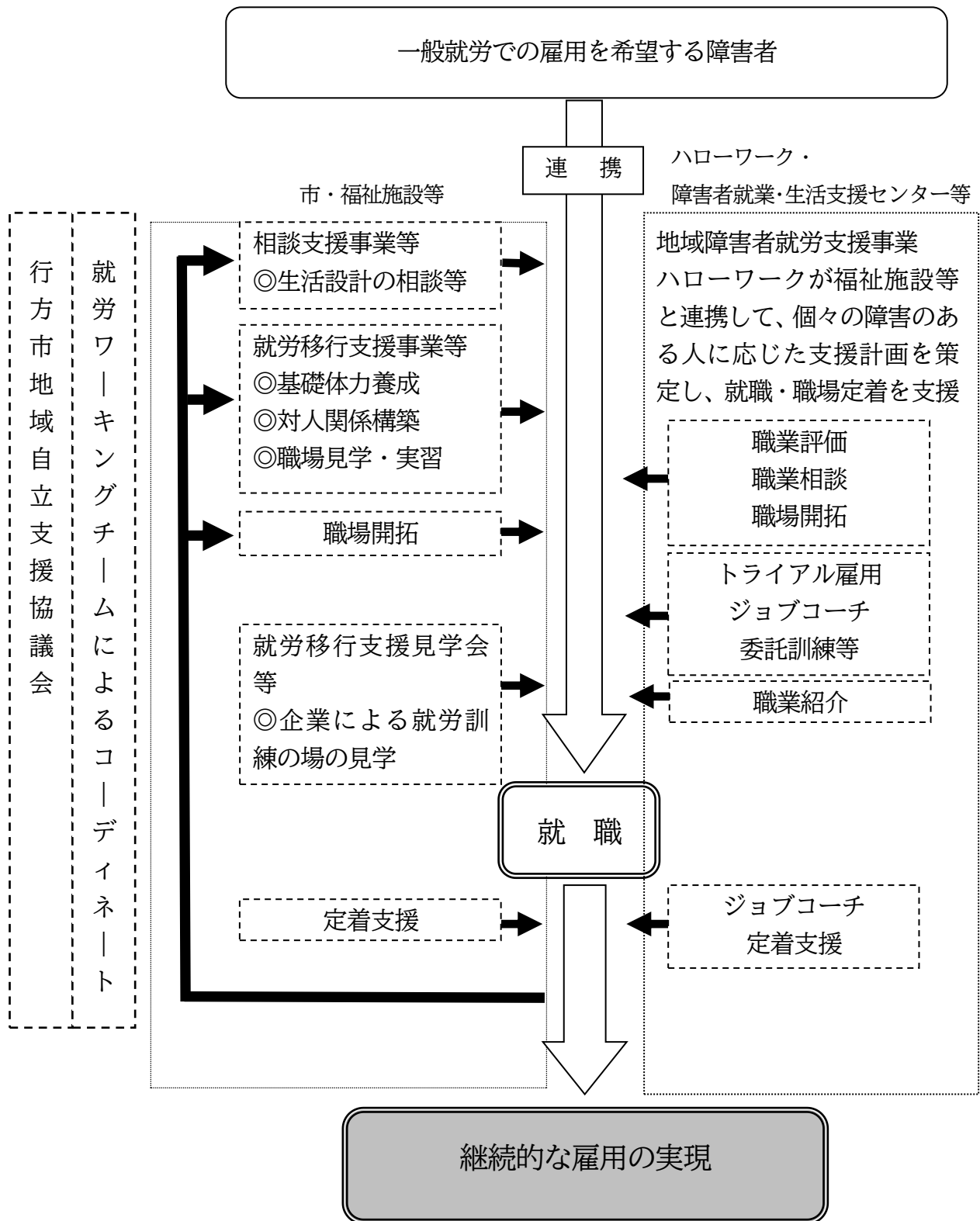
| 項目 | 年度 | 令和元年度 就労移行者数 | 令和5年度 目標値 | 基本指針 |
|-------------------------|----|-----------------|--------------|-------|
| 令和元年度の一般就労移行者数 (実績) | | 2 | 5 | 1.27倍 |
| 令和5年度の一般就労移行者数 (目標値) | | 0 | 1 | 1.30倍 |
| 令和5年度就労継続支援A型移行者数 (目標値) | | 2 | 3 | 1.26倍 |
| 令和5年度就労継続支援B型移行者数 (目標値) | | 0 | 1 | 1.23倍 |

- 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用することを目指します。

③ 一般就労移行者数 (第5期計画実績) (単位：人)

| 項目 | 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込) |
|-----------------|----|--------|-------|---------------|
| 年間一般就労移行者数 (合計) | | 0 | 2 | 4 |
| 就労移行支援 | | 0 | 0 | 2 |
| 就労継続支援A型 | | 0 | 2 | 0 |
| 就労継続支援B型 | | 0 | 0 | 2 |

④ 雇用と福祉の連携による就労支援



(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標

障害の種別や各種のニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

○ 総合的・専門的な相談支援

| 項目 | 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|
| 総合的・専門的な相談支援体制 | | 無 | 有 | 有 |

○ 地域の相談支援体制の強化

| 項目 | 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------|----|-------|-------|-------|
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | | 0件 | 1件 | 1件 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | | 0件 | 1件 | 1件 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | | 0回 | 1回 | 1回 |

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

令和5年度末までに、市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

② 本市の目標

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入しています。その中で利用者が真に必要とする障害福祉サービスの提供を行うために質を向上させる体制の構築に取り組みます。

○ 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標

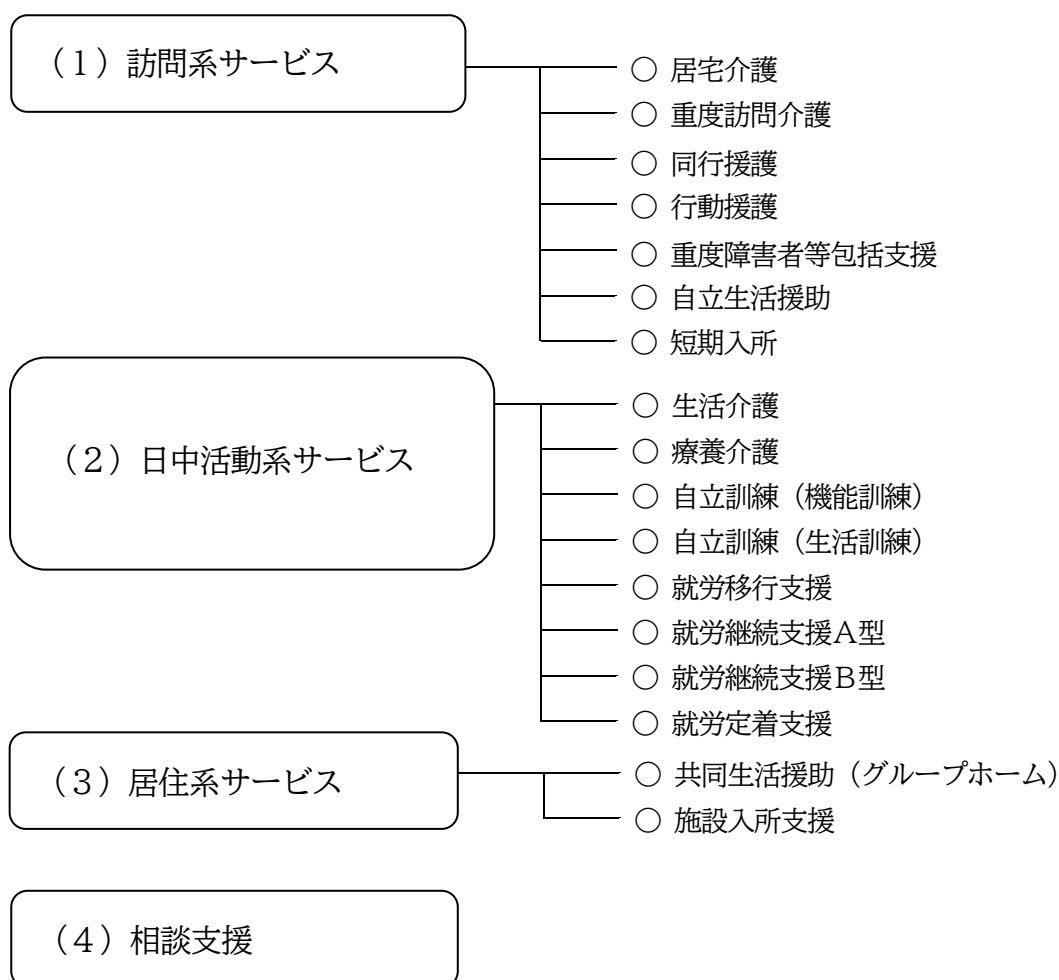
| 項目 | 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|----|-------|-------|-------|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | | 無 | 有 | 有 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | | 有 | 有 | 有 |

第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

1. 障害福祉サービスの見込量の設定

本市は、令和5年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービス及び相談支援の各サービスについて第1期から第5期までの実績や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和3年度から令和5年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、見込量を設定するサービスは、次のとおりです。



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、本市における利用ニーズは年々高まっています。

第6期のサービス見込量の確保にあたっては、障害のある人の加齢に伴うサービス利用の増加、長期的な施設からの退所や病院からの退院に伴い地域生活へ移行する障害のある人の増加、また、家族の高齢化等により生活介護事業所へ通所する利用者の増加も見込まれるため、より一層のサービス基盤の確保に努めていきます。

居宅介護支援事業所は市内にもありますが、ここ数年のサービス実績の上昇をみると、近隣の事業所も活用しながら支援を進めている状況です。そのため、適切な支給量となるように勘案し、過少又は過多にならないように努めていきます。

| 項目 | 単位 | | 令和2年度 (推計) | | 令和3年度 (見込) | | 令和4年度 (見込) | | 令和5年度 (見込) | |
|------------|-----------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|
| | | | | | | | | | | |
| 居宅介護 | 実 利 用 者 数 | 延 利 用 時 間 | 65 | 1,105 | 66 | 1,122 | 66 | 1,122 | 67 | 1,139 |
| 重度訪問介護 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | | | 5 | 15 | 6 | 18 | 7 | 21 | 8 | 24 |
| 行動援護 | | | 2 | 16 | 2 | 16 | 2 | 16 | 2 | 16 |
| 重度障害者等包括支援 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立生活援助 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所（福祉型） | | | 15 | 225 | 15 | 225 | 15 | 225 | 15 | 225 |
| 短期入所（医療型） | | | 1 | 15 | 1 | 15 | 1 | 15 | 1 | 15 |

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練等の他日中の居場所づくりなど、地域生活支援の重要な拠点となっています。

第6期のサービス見込量は、第5期までの実績や、今後の特別支援学校卒業生の進路の見込みなどを勘案します。

生活介護は、「ケアホームひなたぼっこ」・「いきいきサポートセンターコスモス館」の2事業所で実施しています。

就労移行支援は「ブレイクタイム五町田事業所」の1事業所で実施しています。

就労継続支援B型は「ドリームハウス」・「フリーダム」・「いもや」・「ステラ」・「かすみがうら作業所」・「ブレイクタイム五町田事業所」・「さくら」・「絆ネクサス」の8事業者で実施しています。

就労継続支援A型事業所は市内にはないため、近隣の事業所を利用しています。圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、就労継続支援A型事業所の提供体制が整うように努めます。今後は、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所等と併設した多機能型事業所への設置に向け働きかけ、就労の継続を図っていくことが必要です。

また、生活介護や居宅介護等の障害福祉サービスを利用してきた障害のある人が高齢になっても使い慣れた事業所でサービスを利用できるよう、障害のある人と高齢者が共に利用できる「共生型サービス」の施設の整備も求められています。

日中活動系サービスの月間見込量

(単位：人・日)

| 項目 | 単位 | | 令和2年度 (推計) | | 令和3年度 (見込) | | 令和4年度 (見込) | | 令和5年度 (見込) | |
|----------------|-----------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|
| | | | | | | | | | | |
| 生活介護 | 実 利 用 者 数 | 延 利 用 者 数 | 124 | 1,488 | 127 | 1,592 | 130 | 1,703 | 133 | 1,822 |
| 療養介護 | | | 5 | 60 | 5 | 60 | 6 | 72 | 6 | 72 |
| 自立訓練(機能訓練) | | | 0 | 0 | 1 | 12 | 1 | 12 | 1 | 12 |
| 自立訓練(生活訓練) | | | 2 | 24 | 3 | 36 | 3 | 36 | 3 | 36 |
| 就労移行支援 | | | 15 | 180 | 15 | 180 | 16 | 192 | 16 | 192 |
| 就労継続支援 (A型) | | | 20 | 240 | 21 | 252 | 22 | 264 | 22 | 264 |
| 就労継続支援 (B型) | | | 92 | 1,104 | 93 | 1,116 | 94 | 1,128 | 95 | 1,140 |
| 就労定着支援 | | | 0 | 0 | 1 | 12 | 2 | 24 | 2 | 24 |

(3) 居住系サービス

市内には、入所施設はありませんが、共同生活援助（グループホーム）は、「すずらんハウス」「いもやホーム」「ケアホームひなたぼっこ」「銀河館」の4事業所があります。

精神科病院を退院して自宅に戻らず、共同生活援助（グループホーム）を利用しながら、服薬管理や金銭管理等の生活環境を整えるための支援を受けて生活を希望する利用者が増加傾向にあります。精神科病院や入所施設と連携を図るとともに、本人の希望や生活能力を理解した上で障害福祉サービスの利用等により、病院・施設からグループホーム等、地域生活への移行を促していきます。

強度行動障害のある方等、入居の受け入れ先が少ないことが課題となっています。

| 項目 | 単位 | 令和2年度 (推計) | 令和3年度 (見込) | 令和4年度 (見込) | 令和5年度 (見込) |
|--------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 共同生活援助 | 月実人数 | 37 | 39 | 40 | 43 |
| 施設入所支援 | 月実人数 | 73 | 71 | 70 | 69 |

(4) 相談支援

障害のある人又はその家族が、障害福祉サービスを適切に利用することで自立した生活を営むことができるよう、支給決定を受けた人の心身の状況や、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を考慮して、サービス利用計画を作成します。

全てのサービス利用者が支援を受けることができるように、計画相談事業所等へ働きかけて相談支援専門員の育成をはかり増員を目指します。

地域移行、地域定着支援については、平成30年12月より茨城県精神障害者退院後支援計画マニュアルが施行されたことにより、関係機関と連携して利用促進に努めます。

| 項目 | 単位 | 令和2年度 (推計) | 令和3年度 (見込) | 令和4年度 (見込) | 令和5年度 (見込) |
|--------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画相談支援 | | 310 | 313 | 315 | 318 |
| 地域移行支援 | 実利用者数 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 地域定着支援 | | 1 | 1 | 1 | 1 |

2. 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害福祉サービスに係る給付と並んで、障害のある人及び障害のある児童が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営む上で極めて重要な事業と位置づけられています。

地域生活支援事業の見込量は、第1期から第5期の利用実績や今後の基盤整備の動向を踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業では、障害福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障害者等に対する差別や偏見が生じないように、地域の住民等の意識の高揚を図る研修・啓発活動（教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

事業実施の内容・形式・方法については、毎年度検討を図り有効な形式により実施します。特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めます。

② 自発的活動支援事業

この事業は障害のある人等やその家族、地域の住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。自発的活動は主にピアサポート（交流会活動）、地域の災害対策活動、孤立防止（見守り）活動、社会的活動（障害のある人等自身によるボランティア活動、社会復帰活動）支援、ボランティアの養成や活動の支援等を想定しています。特定の者のみが事業に携わるのではなく、より多くの障害のある人等やその家族、地域住民が関わるよう努めます。

③ 相談支援事業（障害者相談支援事業の強化）

相談支援事業については、市の窓口の他に、事業所に相談業務を委託して利用計画の作成等を進めていきます。障害のある人が、地域でスムーズに相談支援を受けられるよう支援体制を整備し、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

相談者数も増えており、障害福祉サービス提供量増加の現状があり、また広域的な課題も増えていることから相談支援専門員の育成を行い、増員を図ることが求められています。

また、相談支援事業の充実と機能強化を図るために相談支援事業所とともに、地域自立支援協議会の個別会議や専門部会等と連携し課題解決に努めます。

| 事業 | | 年度 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-----------------|----|----|-------|-------|-------|
| | | | | | | |
| 相談支援事業 | 障害者相談支援事業（メイプル） | | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 地域自立支援協議会 | | — | 有 | 有 | 有 |

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者に対し、申立てに要する費用や後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の利用を促すことにより、障害のある人の権利擁護を図る事業です。

| 事業 | | 年度 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|--|----|----|-------|-------|-------|
| | | | | | | |
| 成年後見制度利用支援事業 | | | 人 | 1 | 1 | 1 |

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図る事業となっています。

今後の対応策としては、成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施や法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築等について検討していきます。

| 事業 | 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|----------------|-------|-------|-------|
| | 成年後見制度法人後見支援事業 | 検討 | 検討 | 検討 |

⑥ 意思疎通支援事業

視覚や聴覚、その他に障害があるために、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。事業に関する周知を行いながら、日常生活において手話通訳を必要としている人の利用促進を図ります。

| 事業 | 年度 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|----------|----|-------|-------|-------|
| | 意思疎通支援事業 | 人 | 3 | 3 | 3 |

⑦ 日常生活用具給付等事業

在宅の障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、介護・訓練支援用具等の給付やストマ用装具等の排泄管理支援用具等の給付を行います。

今後も日常生活用具を必要とする障害のある人への事業の周知を図るとともに、用具をスムーズに給付できるよう、障害のある人等をはじめ事業者や関係者との連携を図り、サービス提供の確保に努めます。

| 事業 | 年度 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-----|-----|--|-------|-------|
| | | | 介護・訓練支援用具 (特殊寝台・特殊マット、特殊尿器、移動用リフト等) | 3 | 3 |
| 自立生活支援用具 (入浴補助用具、歩行支援用具、車椅子用段差昇降機等) | 3 | 3 | 3 | | |
| 在宅療養等支援用具 (透析液加温器、電気式たん吸引器、ネブライザー等) | 3 | 3 | 3 | | |
| 情報・意思疎通支援用具 (拡大読書器、盲人用時計、人工喉頭等) | 3 | 3 | 3 | | |
| 排泄管理支援用具 (ストマ用装具・付属用具、紙おむつ等) | 120 | 120 | 120 | | |
| 居宅生活動作補助用具 (居室・玄関・トイレなどの住宅改修) | 2 | 2 | 2 | | |

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業については、鹿行手話奉仕員養成委員会へ委託し、近隣市及び関係機関と連携を図り、手話奉仕員の養成を進めていきます。

| 事業 | 年度 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----|----|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修修了者数 | | 人 | 1 | 1 | 1 |

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人や障害のある児童に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、社会参加のための外出の支援を行います。障害のある人が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含めて、引き続き事業所と協力し移動支援サービスの充実に努めます。

| 事業 | 年度 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|----|----|-------|-------|-------|
| 移動支援事業（市社協、褒の会、ユーアイ、ハートケア） | | 人 | 20 | 20 | 20 |

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、在宅の障害のある人に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などに関する事業であり、地域の実情に応じて柔軟に実施するものです。社会福祉法人やNPO法人に委託して実施していきます。

| 事業 | 年度 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|----------------|----|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター | I型 メイプル（精神） | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人 | 3 | 3 | 3 |
| | Ⅲ型（精神） | 箇所 | 2 | 2 | 2 |
| | れいめい | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | スマイルハウス | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | ドリームハウス（知的・身体） | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人 | 2 | 2 | 2 |

(2) 任意事業

その他、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

| 事業 | | 年度 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|--------------------|----|----|-------|-------|-------|
| | | | | | | |
| 日常生活 支援 | 訪問入浴サービス | | 件 | 3 | 3 | 3 |
| | 日中一時支援事業 | | 人 | 30 | 30 | 30 |
| 社会参加 支援 | 自動車運転免許取得費 助成事業 | | 件 | 1 | 1 | 1 |
| | 自動車改造費助成事業 | | 件 | 1 | 1 | 1 |
| | スポーツ講習会 | | 回数 | 2 | 2 | 2 |

第4章 計画の点検及び評価

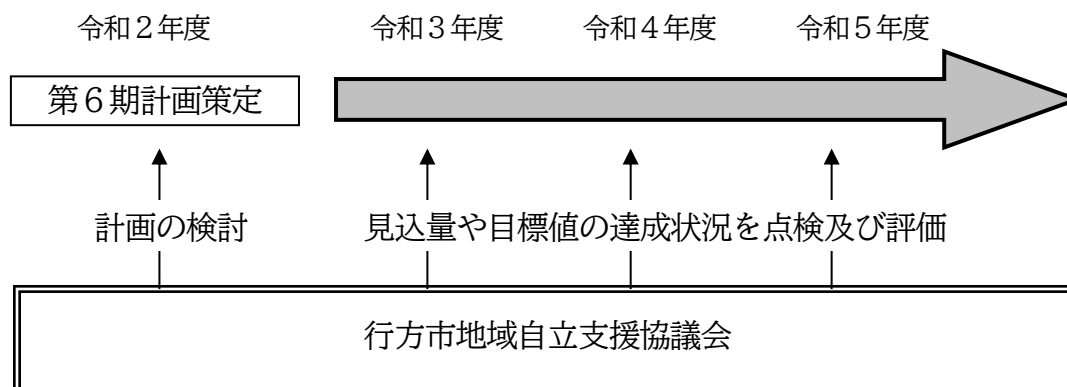
1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

福祉施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価します。

2. 点検及び評価体制

今後は、「行方市地域自立支援協議会」が計画を点検及び評価する役割を担い、関係機関の参加のもとで、毎年度点検・評価を実施します。



3. 自立支援協議会の役割

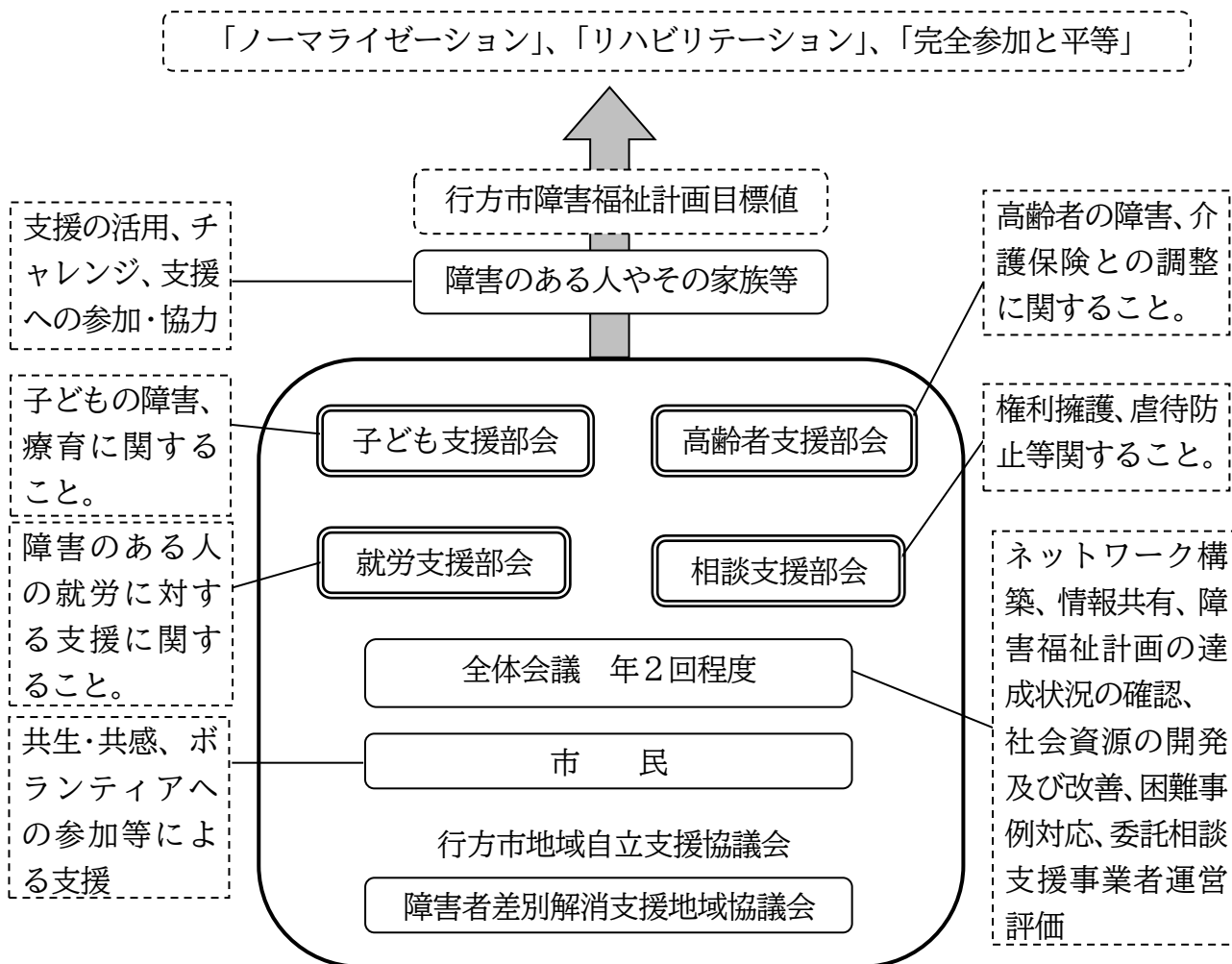
行方市地域自立支援協議会は、障害のある人の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめ地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たし、次の事項について協議を行う場です。

【協議事項】

- ・福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- ・行方市障害福祉計画の達成状況の確認
- ・地域の社会資源の開発及び改善
- ・困難事例の対応の協議
- ・個別の支援検討会議

なお、協議会は全体会議と個別会議で構成しますが、専門部会として①子ども支援部、②高齢者支援部、③就労支援部、④相談支援部を設置しており、必要に応じ専門部毎の課題に対して検討会議を開催し、全体会議で深めていきます。

【行方市地域自立支援協議会の役割と運営のイメージ】



第4部 行方市第2期障害児福祉計画

第1章 障害児福祉計画

1. 障害児福祉計画について

障害のある児童の支援については、平成24年4月の児童福祉法の改正により、国による障害のある児童への福祉サービスは、身近な地域で支援を受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、質の確保を図ることになりました。また、障害のある児童の多様化するニーズに対応するため、平成28年6月には児童福祉法が再び改正され、平成30年から新たなサービス（居宅訪問型児童発達支援）が設置されることになりました。

本計画は、障害児通所支援、障害児相談支援等のサービス提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、障害児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

(1) 障害児支援の提供体制の整備

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援を目指します。

2. 障害児福祉サービスの内容

(1) 障害児通所支援

| 事業名 | 内容 |
|------------|---|
| 放課後等デイサービス | 就学している障害のある児童が対象になります。授業の終了後または休校日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供するなどの支援を行います。 |

(2) 児童発達支援

| 事業名 | 内容 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 就学前の障害のある児童が対象になります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。 |
| 医療型発達支援 | 上・下肢又は体幹に障害のある就学前の児童が対象になります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等により外出が困難な障害のある児童が対象になります。児童発達支援センターなどから居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。 |

(3) 保育所等訪問支援

| 事業名 | 内容 |
|----------|--|
| 保育所等訪問支援 | 保育園・幼稚園・小学校に通う障害のある児童が対象になります。児童発達支援センターなどから施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 |

(4) 障害児入所支援

| 事業名 | 内容 |
|------------------------------|--|
| 障害児入所支援(福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援) | 障害児入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。 障害児入所支援では、施設に入所している障害のある児童に対して保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。 |

(5) 障害児相談支援

| 事業名 | 内容 |
|---------|--|
| 障害児相談支援 | 障害のある児童が障害児通所支援等（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用するために、障害のある児童の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して障害児支援利用計画を作成します(障害児支援利用援助)。また、通所支援開始後、定期的なモニタリングを行い、障害児支援利用計画を見直す（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。 |

第2章 計画期間の成果目標の設定

1. 第2期計画における成果目標の設定

(1) 児童発達支援センターの設置への施策

本市は、児童発達支援センターの設置基準となる保育士等の専門職確保などの問題を抱えるとともに、財政的にも厳しい状況にあり、圏域（鹿行地域又は潮来保健所管内など）での協議の場の設置及び障害のある児童支援の提供体制の整備や確保の協議を進めます。

| 項目 | 数値 | 国の指針による考え方 |
|---------------|-----|---|
| 児童発達支援センターの設置 | 1箇所 | ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 |

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

実施機関、健康増進課、保育所、幼稚園、教育委員会等と緊密な連携により保育所等訪問支援の実施体制の確保に努めます。

| 項目 | 数値 | 国の指針による考え方 |
|---------------------|-----|---|
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 1箇所 | 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 |

(3) 心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、鹿行圏域内のサービス提供事業所へ働きかけ、関係する鹿行5市と連携を図りながら、令和5年度末までに事業所確保に努めます。

障害のある児童に対する日中一時支援や放課後等デイサービスの利用者は増加していますが、市内で利用できる事業所はまだ少なく人数や時間に制限があるため、他市の施設を並行して利用する場合も多くみられます。身近な地域でサービスを受けられるような支援体制が望まれています。

| 項目 | 数 値 | 国の指針による考え方 |
|-----------------------------------|-----|---|
| 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保 | 1箇所 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 ・市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 |

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

医療的ケアの必要な児童（医療的ケア児）が、適切な支援を受けられるよう、鹿行圏域内の5市で連携して協議の場を設け、必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

| 項目 | 数 値 | 国の指針による考え方 |
|-------------------|-----|--|
| 医療的ケア児に対する協議の場の設置 | 設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県・各圏域・各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 |

保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携して行う医療的ケア児の協議の場の設置については、現在実施している関係部署での会議を基に、より充実を図り医療的ケア児の協議の場の設置に努めていきます。

| 項目 | 数 値 | 国の指針による考え方 |
|-----------------|-----|--|
| 医療的ケア児を支援する体制構築 | 1人 | 上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。 |

県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置を目指します。

第3章 障害児福祉サービス等の必要量の見込み

1. 障害児福祉サービスの見込量

(1) 障害児通所支援

| 項目 | | 単位 | 第1期利用実績 | | | 第2期 | | |
|----------------|-----|-----------------|---------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 放課後等 デイサービス | 計画値 | 利用人数 (実人/月) | 27 | 28 | 30 | 25 | 25 | 26 |
| | 実績 | | 27 | 28 | 24 | | | |
| | 計画値 | 利用日数 (人日分/月) | 405 | 420 | 450 | 300 | 300 | 312 |
| | 実績 | | 254 | 344 | 288 | | | |

(2) 児童発達支援及び医療型発達支援等

| 項目 | | 単位 | 第1期利用実績 | | | 第2期 | | |
|-----------------|-----|-----------------|---------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 児童発達支援 | 計画値 | 利用人数 (実人/月) | 4 | 4 | 4 | 7 | 8 | 9 |
| | 実績 | | 8 | 6 | 6 | | | |
| | 計画値 | 利用日数 (人日分/月) | 62 | 62 | 62 | 84 | 96 | 108 |
| | 実績 | | 80 | 92 | 72 | | | |
| 医療型発達支援 | 計画値 | 利用人数 (実人/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計画値 | 利用日数 (人日分/月) | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 12 |
| | 実績 | | 0 | 0 | 0 | | | |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 計画値 | 利用人数 (実人/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計画値 | 利用日数 (人日分/月) | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 12 |
| | 実績 | | 0 | 0 | 0 | | | |

医療型発達支援は、肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）を行うものです。居宅訪問型児童発達支援は、自宅に訪問して、重度の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うものです。

医療型・訪問型児童発達支援の利用実績は令和2年度までありませんでしたが、身近な地域で療育支援を受けることができるよう支援施設を確保することは大きな課題です。

(3) 保育所等訪問支援

| 項目 | | 単位 | 第1期利用実績 | | | 第2期 | | |
|--------------|-----|---------|---------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 訪問支援 保育所等 | 計画値 | 利用人数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | (実人/月) | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計画値 | 利用日数 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 12 |
| | 実績 | (人日分/月) | 0 | 0 | 0 | | | |

保育所等訪問支援を利用される児童は、令和2年度まで利用実績がありませんでした。

(4) 障害児入所支援

| 項目 | | 単位 | 第1期利用実績 | | | 第2期 | | |
|---------------|-----|--------|---------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 入所支援 福祉型児童 | 計画値 | 利用人数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | (実人/月) | 0 | 0 | 0 | | | |
| 入所支援 医療型児童 | 計画値 | 利用人数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | (実人/月) | 0 | 0 | 0 | | | |

障害児入所支援の利用実績は、令和2年度までありませんでしたが、一時的に施設へ入所する短期入所を3名の方が利用しています。

(5) 障害児相談支援

| 項目 | | 単位 | 第1期利用実績 | | | 第2期 | | |
|-----------------|-----|----------------|----------------|---------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 平成 30 年度 | 令和 元 年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 障害児 相談 支援 | 計画値 | 利用人数 (実人/月) | 31 | 32 | 34 | 37 | 38 | 39 |
| | 実績 | | 36 | 36 | 36 | | | |

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業所等との連絡調整等を行うものです。利用状況は児童発達支援・放課後等デイサービスの利用と共に増加していくものと見込んでいます。

障害のある児童が年齢に応じた切れ目のない支援を実現するため、障害のある児童の受け入れ体制の充実に努めるとともに、障害の早期発見や家族支援等、多様なニーズに対応できるよう保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係各課、関係機関等の連携を強化し、総合的な支援体制の構築に努めます。

第5部 アンケート調査結果

1. アンケートの概要

計画の策定にあたり、障害のある人の生活実態や障害福祉サービス等に関するニーズを把握し、検討の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

(1) 調査対象者

- ・ 市内の障害者手帳保持者
- ・ 行方市身体障害者福祉協議会会員
- ・ 市障害福祉窓口来所者等

(2) 調査方法

- ・ 就労継続支援事業所等を通して配布・回収
- ・ 郵送による配布・回収
- ・ 窓口による調査

(3) 調査期間

令和2年9月1日 ～ 9月30日まで

図1 年齢区分、障害別の回答件数

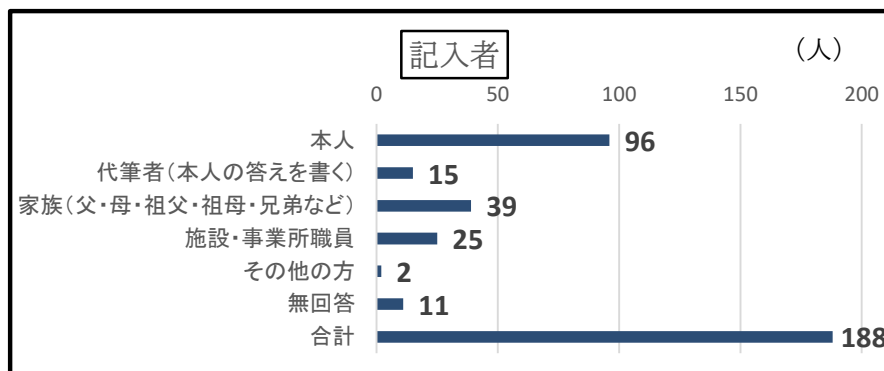
| 区 分 | 件 数 | 備 考 |
|-------|---------------------|-------------------|
| 全 体 | 188 | 有効件数 |
| 18歳以下 | 16 | |
| 19歳以上 | 168 | |
| 障害区分 | 身体障害 | 71 身体障害者手帳所持者 |
| | 知的障害 | 68 療育手帳所持者 |
| | 精神障害 | 46 精神障害者保健福祉手帳所持者 |
| 難 病 | 15 指定難病特定医療費受給者証所持者 | |

※ 件数には、記載なしや障害の重複のものがあるため、全体が異なる場合があります。

2. アンケート集計結果

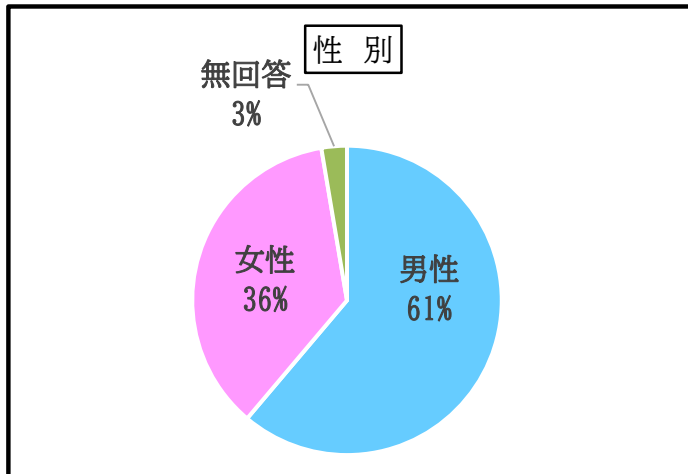
※割合の計は四捨五入により合わない場合があります。

問1 この調査の記入者はどなたですか。

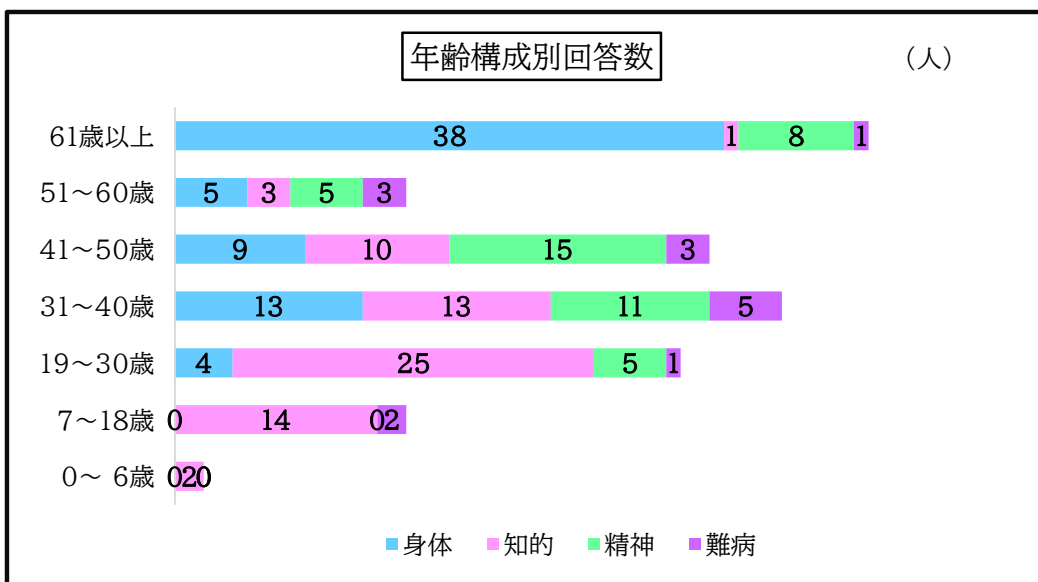
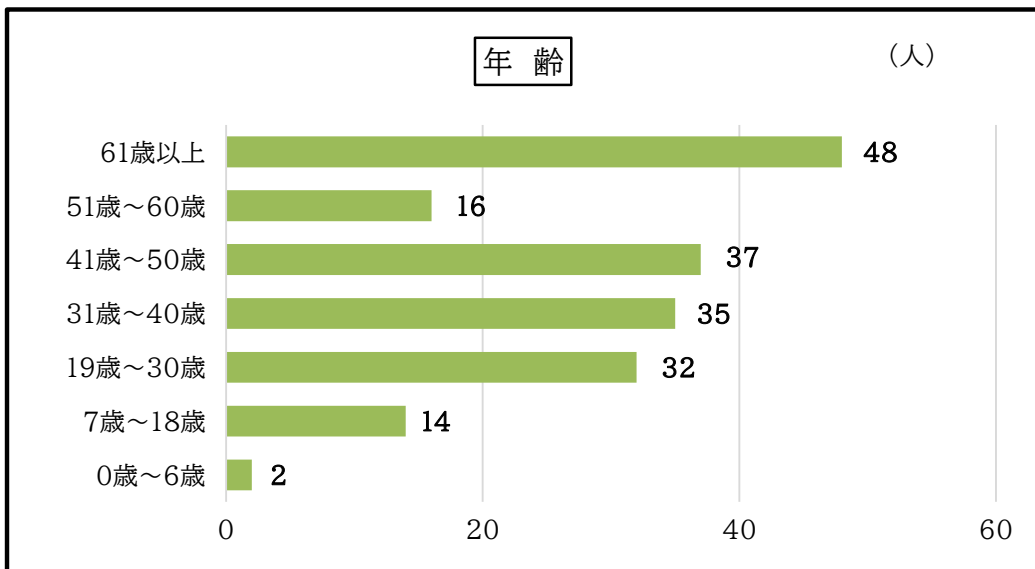


★ 本人の記入が難しかったのは知的障害の方が多く、家族や施設の職員等の支援が必要な状況です。

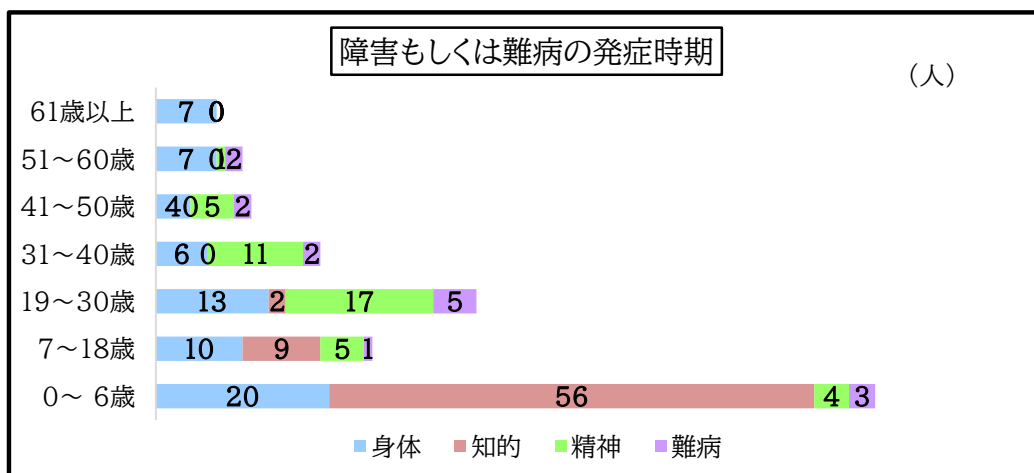
問2 あなたの性別は。



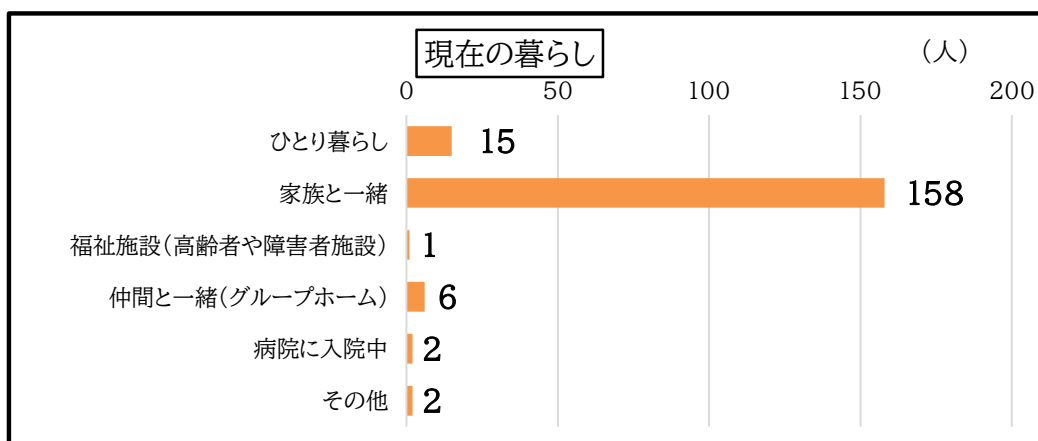
問3 あなたの年齢は。 [令和2年8月1日現在]



問4 障害もしくは、難病が発症したのはいつ頃ですか。 [1つ記入]

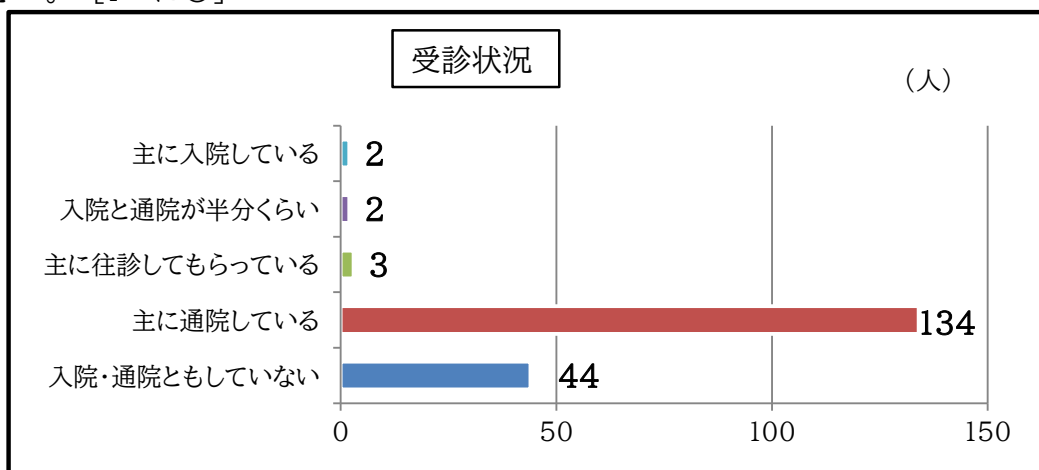


問5 現在、どのように（どこで）暮らしていますか。 [1つ記入]



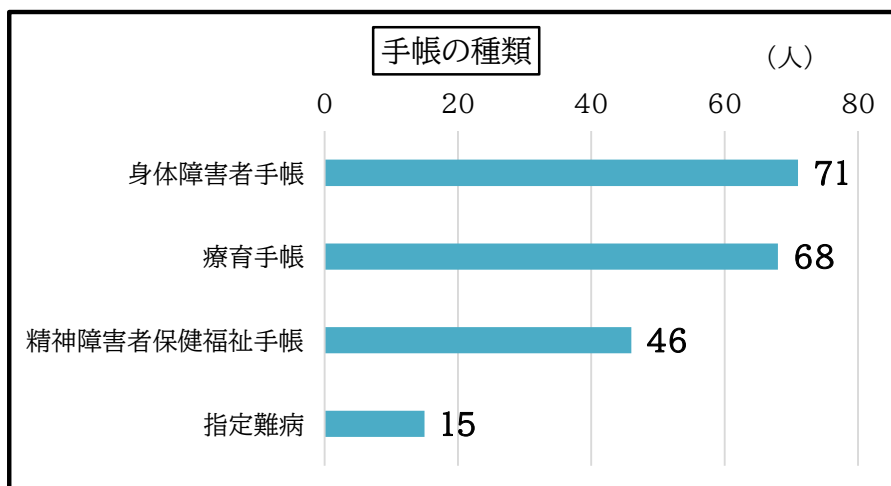
★ 平成29年度と暮らしの形態はさほど変わりなく、家族と一緒に住んでいる方が大多数です。

問6 主な障害や難病の治療に関して、最近6か月の医療機関の受診状況を教えてください。 [1つに○]



★ 通院している方が約7割であり、平成29年度よりも医療に繋がっている人が増えています。

問7 あなたは、次のような手帳を持っていますか。又は、指定難病特定医療費受給者証を持っていますか。〔複数回答〕



1. 身体障害者手帳

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 未記入 | 計 | 割合 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|------|------|
| 視覚 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 5 | 7% |
| 聴覚・平衡機能 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7% |
| 音声・言語等 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7% |
| 肢体不自由 | 5 | 8 | 3 | 12 | 1 | 0 | 0 | 29 | 40% |
| 内部障害 | 9 | 0 | 8 | 2 | 0 | 0 | 2 | 21 | 29% |
| その他 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | 8% |
| 未記入 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1% |
| 計 | 22 | 11 | 17 | 16 | 3 | 1 | 2 | 72 | 100% |
| 割合 | 31% | 15% | 24% | 22% | 4% | 1% | 3% | 100% | |

※一部未記入があります。

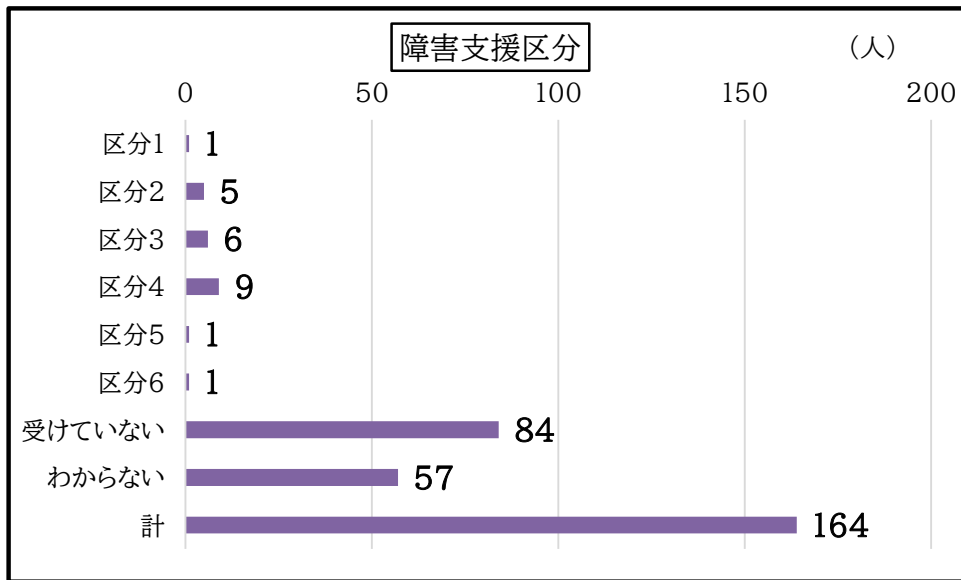
2. 療育手帳

| 級 | 回答数 | 割合 |
|-----|-----|------|
| ㉠ | 7 | 10% |
| A | 19 | 28% |
| B | 25 | 37% |
| C | 16 | 24% |
| 未記入 | 1 | 1% |
| 合計 | 67 | 100% |

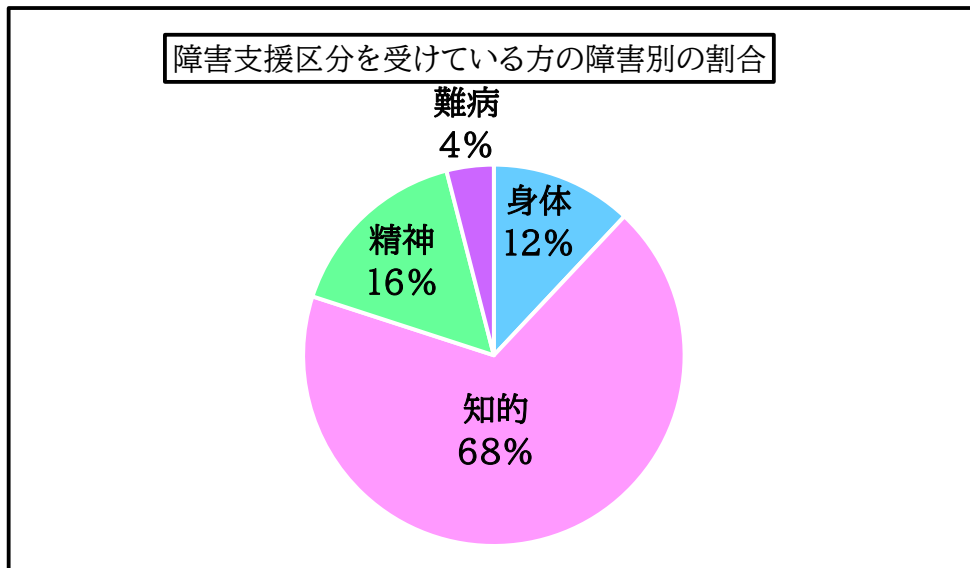
3. 精神手帳

| 級 | 回答数 | 割合 |
|----|-----|------|
| 1 | 2 | 4% |
| 2 | 27 | 59% |
| 3 | 17 | 37% |
| 合計 | 46 | 100% |

問8 あなたは、「障害福祉サービス」を利用するための障害支援区分を受けていますか。[1つ記入]



★ 障害支援区分を受けている方が23名で14%、受けていない方が84名で57%と半数以上です。



★ 障害支援区分を受けていると答えた方の約7割は知的障害の方です。

問9 あなたは、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えていますか。

| 項目 | 回答 | | 利用している | | 利用していない | | 今後利用したい | | | | | |
|--------------------|-----------|------------|-----------|------------|---------|-------|---------|-------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 平成29年度 | 令和2年度 | 平成29年度 | 令和2年度 | 平成29年度 | 令和2年度 | 平成29年度 | 令和2年度 | | | | |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 17 | 14% | 6 | 3% | 87 | 72% | 131 | 70% | 23 | 19% | 14 | 7% |
| 重度訪問介護 | 2 | 2% | 1 | 1% | 99 | 81% | 134 | 71% | 12 | 10% | 10 | 5% |
| 同行援護 | 2 | 2% | 1 | 1% | 94 | 78% | 132 | 70% | 6 | 5% | 6 | 3% |
| 行動援護 | 3 | 2% | 2 | 1% | 95 | 79% | 131 | 70% | 24 | 20% | 13 | 7% |
| 重度障害者等包括支援 | 1 | 1% | 0 | 0% | 97 | 80% | 134 | 71% | 12 | 10% | 10 | 5% |
| 生活介護 | 13 | 11% | 5 | 3% | 89 | 74% | 128 | 68% | 18 | 15% | 19 | 10% |
| 自立訓練 | 7 | 6% | 2 | 1% | 89 | 74% | 132 | 70% | 18 | 15% | 21 | 11% |
| 就労移行支援 | 8 | 7% | 5 | 3% | 84 | 69% | 131 | 70% | 20 | 17% | 23 | 12% |
| 就労継続支援 | 53 | 44% | 68 | 36% | 46 | 38% | 89 | 47% | 58 | 48% | 76 | 40% |
| 療養介護 | 2 | 2% | 0 | 0% | 97 | 80% | 134 | 71% | 16 | 13% | 11 | 6% |
| 施設入所支援 | 2 | 2% | 1 | 1% | 95 | 79% | 132 | 70% | 19 | 16% | 20 | 11% |
| 短期入所 | 11 | 9% | 7 | 4% | 89 | 74% | 127 | 68% | 39 | 32% | 34 | 18% |
| 共同生活援助 | 3 | 2% | 6 | 3% | 94 | 78% | 126 | 67% | 34 | 28% | 26 | 14% |
| 計画（障害児）相談支援 | 39 | 32% | 37 | 20% | 60 | 50% | 92 | 49% | 48 | 40% | 37 | 20% |
| 児童発達支援 | 5 | 4% | 4 | 2% | 86 | 71% | 123 | 65% | 8 | 7% | 6 | 3% |
| 放課後等デイサービス | 7 | 6% | 7 | 4% | 84 | 69% | 122 | 65% | 8 | 6% | 11 | 6% |
| 移動支援事業 | 11 | 9% | 2 | 1% | 89 | 74% | 132 | 70% | 41 | 34% | 18 | 10% |
| 日中一時支援事業 | 2 | 2% | 7 | 4% | 94 | 78% | 124 | 66% | 27 | 22% | 16 | 9% |
| 訪問入浴サービス | 12 | 10% | 0 | 0% | 87 | 72% | 133 | 71% | 30 | 25% | 7 | 4% |
| 地域活動支援センター | 15 | 12% | 6 | 3% | 80 | 66% | 126 | 67% | 32 | 26% | 18 | 10% |
| 成年後見制度利用支援事業 | 2 | 2% | 2 | 1% | 93 | 77% | 129 | 69% | 16 | 13% | 24 | 13% |
| スポーツ・レクリエーション教室等事業 | 22 | 18% | 28 | 15% | 76 | 63% | 109 | 58% | 53 | 44% | 51 | 27% |
| 計 | 121 | | 188 | | 121 | | 188 | | 121 | | 188 | |

★ 現在利用しているサービス・今後利用したいサービスの上位は、「就労継続支援」と「スポーツ・レクリエーション教室等事業」です。

サービスについては、今後より周知していく必要があります。

※手帳所持者別状況

| 項目 | 回答 | | 身体 | | 療育 | | 精神 | | 難病 | |
|------------------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 利用している | 今後利用したい | 利用している | 今後利用したい | 利用している | 今後利用したい | 利用している | 今後利用したい | 利用している | 今後利用したい |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 3 | 9 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | | |
| 重度訪問介護 | 1 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 同行援護 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | | |
| 行動援護 | 0 | 0 | 2 | 11 | 0 | 1 | 0 | 2 | | |
| 重度障害者等包括支援 | 0 | 5 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 生活介護 | 0 | 6 | 3 | 9 | 2 | 3 | 0 | 2 | | |
| 自立訓練 | 0 | 6 | 2 | 10 | 0 | 4 | 1 | 4 | | |
| 就労移行支援 | 1 | 3 | 4 | 13 | 1 | 7 | 1 | 5 | | |
| 就労継続支援 | 9 | 13 | 44 | 46 | 17 | 18 | 1 | 5 | | |
| 療養介護 | 0 | 4 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 3 | | |
| 施設入所支援 | 0 | 6 | 1 | 12 | 0 | 2 | 0 | 1 | | |
| 短期入所 | 1 | 10 | 5 | 21 | 1 | 3 | 1 | 1 | | |
| 共同生活援助 | 0 | 4 | 4 | 17 | 2 | 7 | 0 | 0 | | |
| 計画（障害児）相談支援 | 2 | 7 | 26 | 23 | 10 | 7 | 3 | 2 | | |
| 児童発達支援 | 0 | 1 | 4 | 4 | 0 | 1 | 1 | 1 | | |
| 放課後等デイサービス | 0 | 1 | 7 | 9 | 0 | 1 | 1 | 1 | | |
| 移動支援事業 | 2 | 7 | 0 | 10 | 0 | 1 | 0 | 1 | | |
| 日中一時支援事業 | 0 | 3 | 6 | 11 | 1 | 2 | 1 | 1 | | |
| 訪問入浴サービス | 0 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 地域活動支援センター | 0 | 4 | 5 | 12 | 1 | 2 | 0 | 3 | | |
| 成年後見制度利用支援事業 | 0 | 2 | 1 | 16 | 1 | 6 | 0 | 1 | | |
| スポーツ・レクリエーション 教室等事業 | 8 | 18 | 15 | 26 | 7 | 7 | 0 | 5 | | |
| 計 | 28 | 122 | 131 | 268 | 44 | 76 | 10 | 42 | | |

問10 あなたは、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。 [1つ記入]

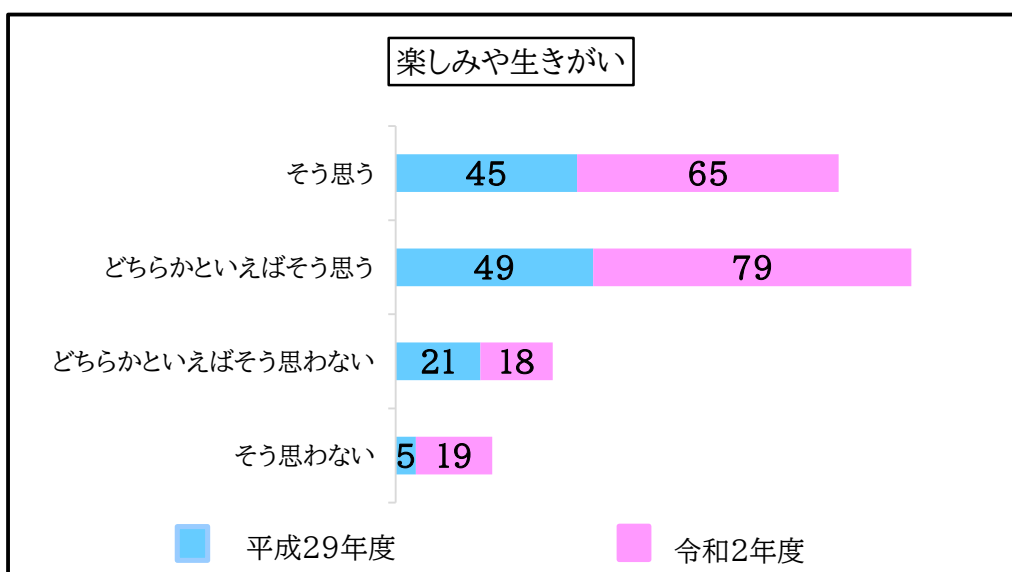
| 項目 | 年度 | 平成29年度 | | 令和2年度 | |
|---|----|--------|------|-------|------|
| | | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| 1. 幼稚園・保育園や学校に通っている | | 9 | 8% | 17 | 9% |
| 2. 作業が中心の施設に通っている（就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援） | | 62 | 54% | 71 | 40% |
| 3. 企業などで働いている（常勤、非常勤、アルバイト、パートなど） | | 1 | 1% | 32 | 18% |
| 4. 身体機能維持・回復の訓練や生活訓練が中心の施設に通っている（自立訓練） | | 1 | 1% | 1 | 1% |
| 5. 生活リズム・生活習慣の維持が中心の施設に通っている（生活介護） | | 11 | 10% | 3 | 2% |
| 6. デイサービスに通っている | | 1 | 1% | 0 | 0% |
| 7. 自宅で過ごしている | | 27 | 24% | 50 | 28% |
| 8. その他 | | 2 | 2% | 5 | 3% |
| 計 | | 114 | 100% | 179 | 100% |

[その他のご意見]

- ・ 自宅で仕事をしていたり、支援学校での訪問教育を受けている。

★ 第5期計画時に比べ、企業などで働く方が増えています。

問11 あなたは、日頃、楽しみや生きがいを持って生活していると思いますか。 [1つ記入]



★ 約8割の方が、楽しみや生きがいを持って生活している状況です。

問12 休日はどうのように過ごしていますか。 [複数回答]

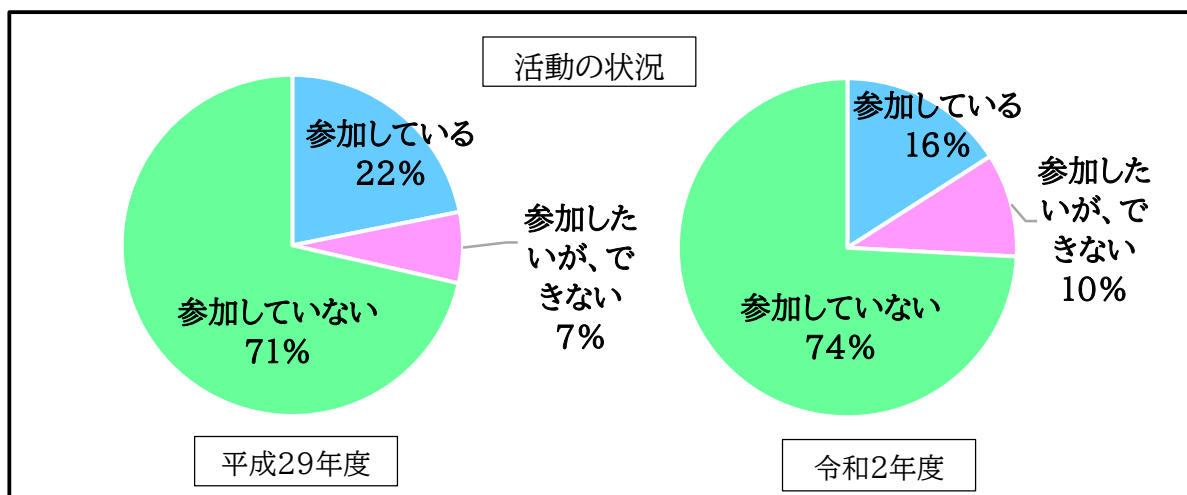
| 項目 | 年度 | | 平成29年度 | | 令和2年度 | |
|--------------------------------|-----|-----|--------|-----|-------|----|
| | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| 1. 家の中でくつろいで過ごす | 88 | 73% | 118 | 63% | | |
| 2. 読書やゲームなど、家の中でできる趣味 | 39 | 32% | 64 | 34% | | |
| 3. 散歩や買い物、食事などに出かける | 53 | 44% | 91 | 48% | | |
| 4. ジョギングやプールなどに通い、運動をする | 4 | 3% | 9 | 5% | | |
| 5. 友人と過ごす | 7 | 6% | 24 | 13% | | |
| 6. 習い事やサークル、趣味の集まりなどに参加する | 6 | 5% | 12 | 6% | | |
| 7. 地域の集まりやボランティアなどに参加する | 1 | 1% | 9 | 5% | | |
| 8. 美術館やコンサート、映画、祭りなどのイベントに出かける | 11 | 9% | 16 | 9% | | |
| 9. 旅行に行く | 10 | 8% | 10 | 5% | | |
| 10. 家事や仕事 | 32 | 26% | 58 | 31% | | |
| 11. 特になにもしない | 15 | 12% | 28 | 15% | | |
| 12. 余暇の時間がない | 2 | 2% | 4 | 2% | | |
| 13. その他 | 6 | 5% | 15 | 8% | | |

[その他のご意見]

- ・ ゲームセンター、ドライブ、ゴルフ等の趣味の娯楽をしている。
- ・ 日中一時支援を利用し仲間と一緒に過ごしている。
- ・ 一人では出かけられないため付き添いをしてもらい出かける。
- ・ 何かしたいが経済的に無理である。

★ 休日は家の中で過ごす方が大多数を占めています。

問13 あなたは、現在、何か文化活動やスポーツ活動などに参加していますか。[1つ記入]



★ 参加している割合が減っていますが、コロナ禍において活動中止が続いているのも要因と考えられます。

問14 文化活動やスポーツ活動などに参加しやすくなるには、どのようなことが大切と思いますか。〔複数回答〕

| 項目 | 年度 | 平成29年度 | | 令和2年度 | |
|---------------------------------|----|--------|-----|-------|-----|
| | | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| 1. 移動手段が確保されていること | | 67 | 55% | 96 | 51% |
| 2. 施設が障害や病気のある人に配慮されていること | | 40 | 33% | 63 | 34% |
| 3. 障害や病気のある人に配慮された活動や講座となっていること | | 48 | 40% | 62 | 33% |
| 4. 一緒に付き添ってくれる人がいること | | 52 | 43% | 61 | 32% |
| 5. 参加できる活動の情報が伝わっていること | | 46 | 38% | 70 | 37% |
| 6. 周囲の人に障害や病気のある人に対する理解が得られること | | 55 | 45% | 83 | 44% |
| 7. 同じような障害や病気のある仲間がいること | | 50 | 41% | 74 | 39% |
| 8. その他 | | 3 | 2% | 13 | 7% |

〔その他のご意見〕

- ・ 手すり等も必要だが、バリアフリーになっていること。
- ・ 障害のある人が健常者と同じように活動を楽しむことが当たり前になること。（共生）
- ・ 本人の意志、気力がない。
- ・ コロナ対策

★ 多くの方が参加できるように、移動手段の充実を検討していく必要があります。

問15 外出するときに困ったり不便に感じたりすることは何ですか。〔複数回答〕

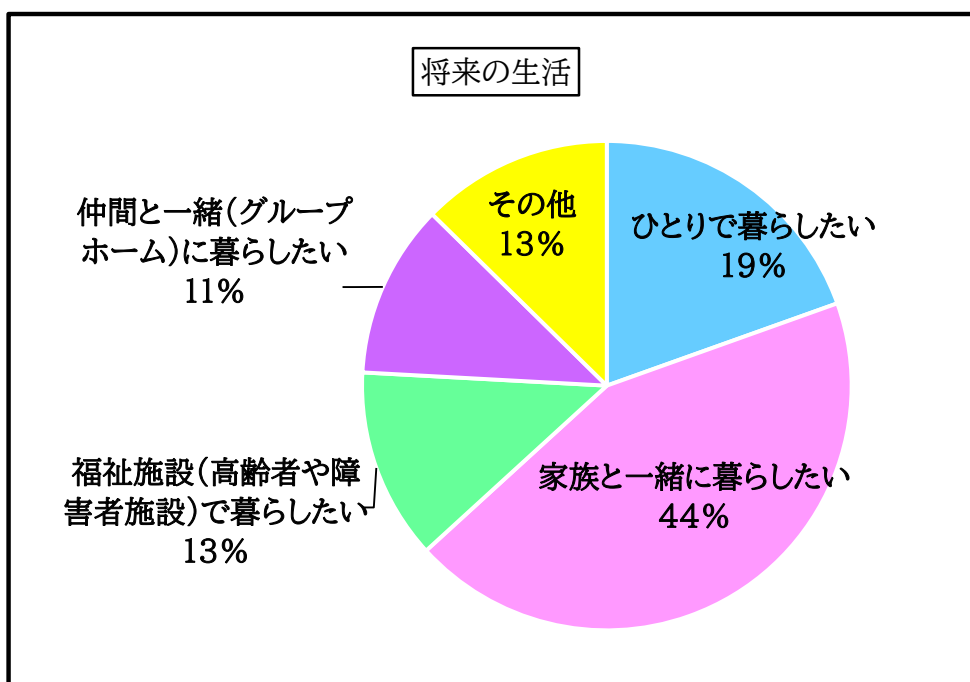
| 項目 | 年度 | 平成29年度 | | 令和2年度 | |
|-----------------------------------|----|--------|-----|-------|-----|
| | | 回答数 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| 1. 歩道、道路、出入口に段差がある | | 36 | 30% | 26 | 14% |
| 2. 階段の昇降が困難である | | 32 | 26% | 31 | 16% |
| 3. 路上に障害物がある | | 12 | 10% | 12 | 6% |
| 4. 標識・表示の案内がわかりにくい | | 8 | 7% | 15 | 8% |
| 5. 点字ブロック・盲人用信号がない | | 1 | 1% | 1 | 1% |
| 6. 手すりが無い | | 13 | 11% | 18 | 10% |
| 7. 付き添ってくれる人がいない | | 20 | 17% | 27 | 14% |
| 8. 移動の手段がない | | 32 | 26% | 38 | 20% |
| 9. 障害者が使えるトイレがない | | 18 | 15% | 6 | 3% |
| 10. 電車・バス・タクシー等の乗降が困難である | | 13 | 11% | 15 | 8% |
| 11. 乗車券の購入・料金の支払いが困難である | | 19 | 16% | 36 | 19% |
| 12. 自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい | | 39 | 32% | 41 | 22% |
| 13. 車イスや福祉タクシーが利用しにくい | | 9 | 7% | 5 | 3% |
| 14. 障害があることや症状について理解されにくい | | 38 | 31% | 60 | 32% |
| 15. その他 | | 5 | 4% | 9 | 5% |
| 16. 特に困っていることはない | | 28 | 23% | 59 | 31% |

[その他のご意見]

- ・ 一人で外出できない。
- ・ 声が出ないので緊急時の連絡の仕方がわからない。
- ・ 精神症状（幻聴や妄想等）があり、精神面が不安定になる。
- ・ 感覚過敏への配慮が難しい。都会ほどベンチなど休める場所が少ない。
- ・ ヘルプマークの認知度が低い。

- ★ 「障害があることや症状について理解されにくい」との回答が一番多く、障害のある人が安心して外出できるように、市民に対して障害の理解を深める必要があります。

問16 あなたは将来（両親がなくなった後等）、どのように（どこで）暮らしたいと思いますか。 [1つ記入]



[その他のご意見]

- ・ わからない。これから考えていく。
- ・ 結婚して家族と暮らしたい。

- ★ 「家族と一緒に暮らしたい」が約4割と多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が約2割でした。

施設やグループホームで暮らしたい方は約2割と少ない状況です。

問17 医療について、困っていることがありますか。〔複数回答〕

| 項目 | 年度 | | 令和2年度 | |
|------------------------------------|--------|-----|-------|-----|
| | 平成29年度 | 割合 | 回答数 | 割合 |
| 1. 通院するとき付き添う人がいない | 13 | 11% | 8 | 4% |
| 2. 通院するための交通手段がない | 15 | 12% | 14 | 7% |
| 3. 入院時のコミュニケーションが心配 | 25 | 21% | 33 | 18% |
| 4. 医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない | 40 | 33% | 50 | 27% |
| 5. 医師や病院からの説明がわからない | 26 | 21% | 30 | 16% |
| 6. 急に具合が悪くなったときの対応方法がわからない | 35 | 29% | 42 | 22% |
| 7. ちょっとした病気（風邪や腹痛など）のときの病院がない | 8 | 7% | 8 | 4% |
| 8. 服薬管理（決められた時間に決められた量の薬を飲むこと）が難しい | 12 | 10% | 26 | 14% |
| 9. 薬の効果や副作用の説明が良くわからず不安 | 14 | 12% | 21 | 11% |
| 10. 夜間休日などの救急対応の方法、連絡先がわからず不安 | 28 | 23% | 23 | 12% |
| 11. 医療費の自己負担が大変 | 19 | 16% | 33 | 18% |
| 12. その他 | 3 | 2% | 7 | 4% |
| 13. 特に困っていることはない | 34 | 28% | 68 | 36% |

〔その他のご意見〕

- ・ 薬が開発されて、何年か後には治ってほしい。
- ・ 自立支援医療などの手続きが大変。
- ・ 病院が遠い。
- ・ グループホームの支援員さんが助けてくれるから大丈夫。
- ・ 現在は困る事はないが、これからやや不安。妻と二人、娘は結婚し都会にいる。
- ・ 常に付き添って通院している。
- ・ 病気による服用出来ない薬が多すぎるため、管理が難しい。

★ 「特に困っていることはない」と回答した方が一番多い状況です。しかし、「医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない」、「急に具合が悪かったときの対処方法がわからない」といった回答も多くみられました。

問18 行方市の障害福祉への取り組みについて、あなたの満足度のあてはまるものに、それぞれ○をつけてください。

| 項目 | 選択肢 | 満足 | 普通 | 不満 |
|----------------------------|-----|-----|-------|-----|
| 1. ボランティアなどの福祉活動 | 回答 | 26 | 117 | 9 |
| | 割合 | 17% | 77% | 6% |
| 2. 行事やイベント、スポーツなど、地域での交流機会 | 回答 | 21 | 115 | 16 |
| | 割合 | 14% | 76% | 11% |
| 3. 障害児への学校教育・福祉教育 | 回答 | 9 | 113 | 20 |
| | 割合 | 6% | 80% | 14% |
| 4. 働く場の確保（就業・雇用対策） | 回答 | 15 | 80 | 50 |
| | 割合 | 10% | 55% | 34% |
| 5. 医療（健康相談、健康診査など）やリハビリの体制 | 回答 | 14 | 103 | 32 |
| | 割合 | 9% | 69% | 21% |
| 6. 点字や手話、字幕放送などによる情報提供 | 回答 | 1 | 118 | 19 |
| | 割合 | 1% | 86% | 14% |
| 7. 災害時や緊急時の避難・支援 | 回答 | 7 | 106 | 35 |
| | 割合 | 5% | 72% | 24% |
| 8. 公共施設、まちなかの歩きやすさ、移動の便利さ | 回答 | 7 | 102 | 37 |
| | 割合 | 5% | 70% | 25% |
| 9. 相談窓口の使いやすさ | 回答 | 31 | 98 | 20 |
| | 割合 | 21% | 66% | 13% |
| 10. 生活の安定のための年金や手当の充実 | 回答 | 31 | 87 | 36 |
| | 割合 | 20% | 56% | 23% |
| 11. 障害があっても暮らしやすい住宅の整備 | 回答 | 4 | 113 | 30 |
| | 割合 | 3% | 77% | 20% |
| 12. 障害者福祉サービスや制度の情報提供 | 回答 | 26 | 87 | 37 |
| | 割合 | 17% | 58% | 25% |
| 13. 障害児の通所（あずかり）施設の整備 | 回答 | 3 | 102 | 36 |
| | 割合 | 2% | 72% | 26% |
| 14. 入所施設や短期入所施設、グループホームの整備 | 回答 | 15 | 92 | 35 |
| | 割合 | 11% | 65% | 25% |
| 計 | 回答 | 210 | 1,433 | 412 |
| | 割合 | 10% | 70% | 20% |

★ どの項目についても、「普通」という回答が多く、ある程度安心した生活は確保されていると考えられますが、「働く場の確保（就業・雇用対策）」に対して不満を抱えている方が一番多く、今後の課題として挙げられます。

問19 障害者が地域で自立して生活を送るために、これから力を入れて取り組んでほしいことを5つ選んで○をつけてください。

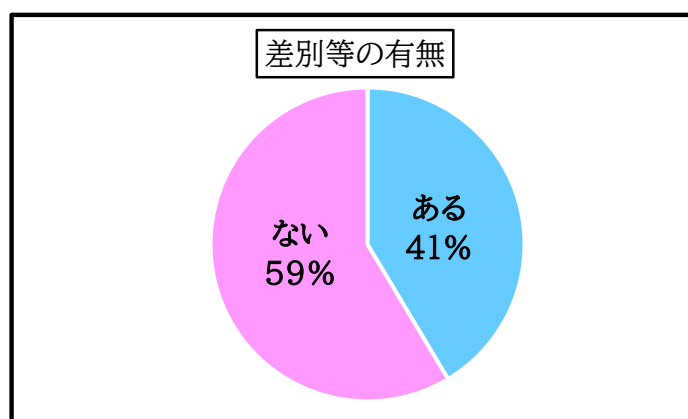
| 項目 | 回答 | 回答数 | 割合 |
|--|----|-----|-----|
| 1. 相談窓口や情報提供の充実 | | 116 | 62% |
| 2. 機能回復や地域生活に必要な訓練の充実 | | 37 | 20% |
| 3. ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実 | | 39 | 21% |
| 4. 日常生活に必要な移動支援の充実 | | 70 | 37% |
| 5. グループホームなど地域での生活の場の整備 | | 66 | 35% |
| 6. 短期入所サービスの充実 | | 41 | 22% |
| 7. 入所施設の整備 | | 54 | 29% |
| 8. 障害の早期発見・早期療育体制の充実 | | 60 | 32% |
| 9. 障害特性にあった適切な保育、教育の充実 | | 45 | 24% |
| 10. 企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備 | | 87 | 46% |
| 11. ボランティア活動などの地域活動の促進 | | 24 | 13% |
| 12. 段差などがなく利用しやすい公共施設、交通機関等の整備 | | 56 | 30% |
| 13. 障害や病気に対する理解のための普及・啓発（講演会や広告等による周知） | | 78 | 41% |
| 14. その他 | | 6 | 3% |

[その他のご意見]

- ・ 全てにおいて取り組んでほしい。
- ・ 障害のある人を地域から孤立させないためにも、困ったことがあった時の相談→支援のルートの枠組みを確立してほしい。
- ・ 緊急時の対応
- ・ 障害に対して、理解を得られる職場を探してほしい。

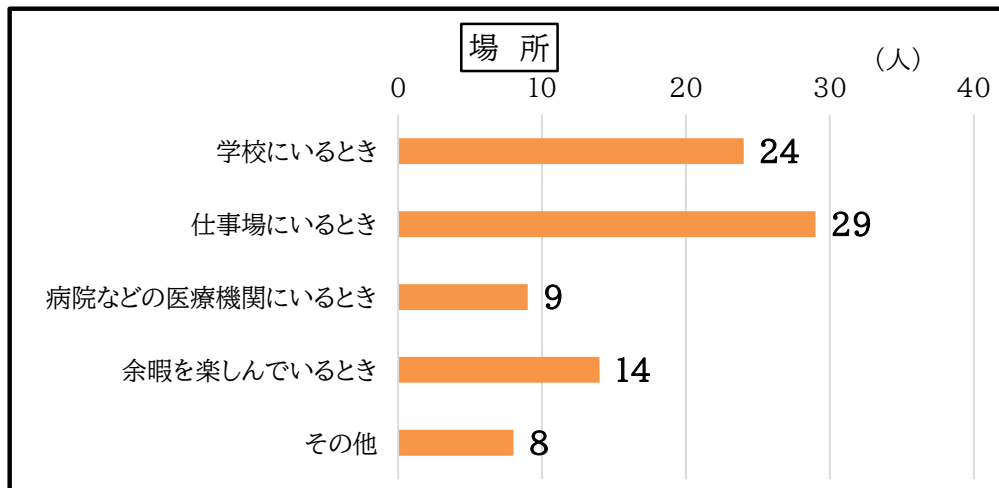
★ 「相談窓口や情報提供の充実」が約6割と一番多く充実が求められています。

問20 あなたは、障害があることで差別されたり嫌な思いをしたりしたことがありますか。



★ 差別されたり嫌な思いをしたりした方が70名と約4割の方が差別や嫌な思いをしたことがある状況です。

問21 どのような場所で差別をされたり嫌な思いをしたりしましたか。 [複数回答]

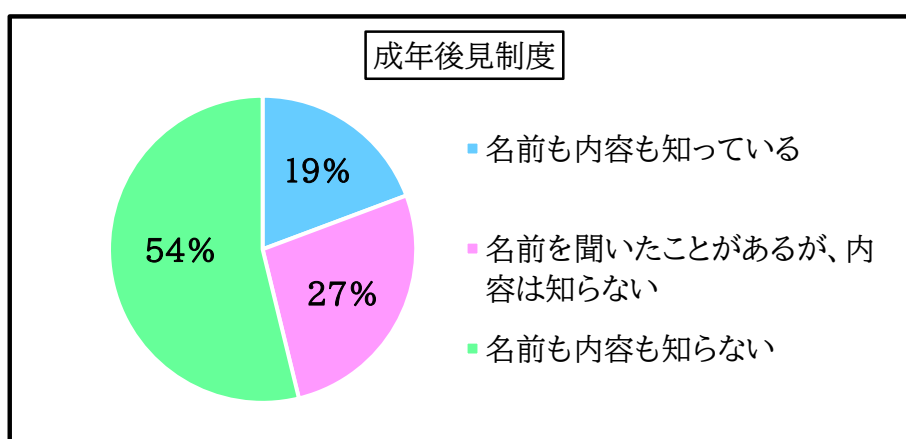


[その他のご意見]

- ・ 家族といるとき
- ・ 家の近所
- ・ 就職活動のとき
- ・ 買い物しているとき
- ・ 職場の帰り、小学校の先生から

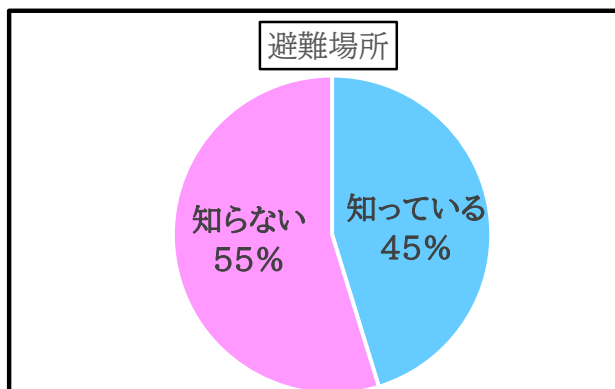
★ 職場や学校で差別や嫌な思いをした方が、約6割と多い状況です。
障害のある人を取り巻く環境が差別や嫌なことが無くなるように、社会全体で取り組んでいく必要があります。

問22 成年後見制度についてご存じですか。 [1つに記入]



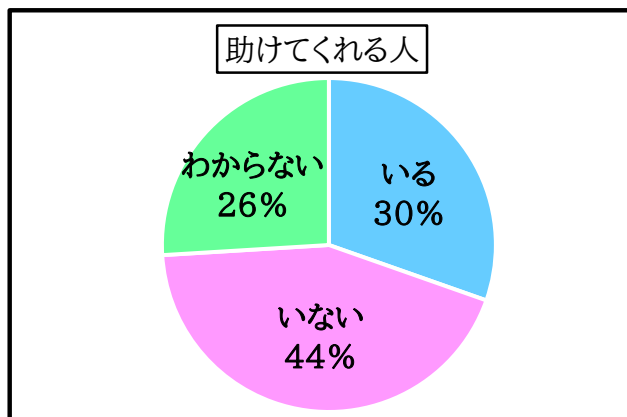
★ 成年後見制度について、名前も内容も知らない方が約5割と多く、今後普及啓発が課題となっています。

問23 あなたは、火事や地震・水害などの災害時に避難する場所を知っていますか。
[1つに記入]



★ 避難場所を知らない方が98名で半数以上が知らないといった状況です。今後、避難場所の周知が必要だと考えられます。

問24 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。 [1つに記入]



★ 各地域において「助け合いの心」を育み、協力体制の構築に努めます。

問25 火事や地震・水害などの災害時に困ることは何ですか。 [複数回答]

| | 回答数 | 割合 |
|----------------------------|-----|-----|
| 1. 救助を求めることができない | 47 | 25% |
| 2. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない | 63 | 34% |
| 3. 安全なところまで、迅速に避難することができない | 60 | 32% |
| 4. 周囲とコミュニケーションがとれない | 55 | 29% |
| 5. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安 | 102 | 54% |
| 6. 投薬や治療が受けられない | 64 | 34% |
| 7. 補装具の使用が困難になる | 12 | 6% |
| 8. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる | 16 | 9% |
| 9. その他 | 8 | 4% |
| 10. 特にない | 25 | 13% |

[その他のご意見]

- ・ 声帯が無いので声を出す事ができない。
- ・ 感覚過敏や普段と違う見通しの立たない状況によるストレスで感情のコントロールが利かなくなったり体調不良を起こす可能性の不安。
- ・ 精神症状（幻聴や妄想等）により、精神面が不安定になる。
- ・ 飲食
- ・ 単独での行動は不可。
- ・ 常に付き添い介助介護で生活している。
- ・ 避難場所が遠いので集落センター等を利用出来る様にしていきたい。
- ・ 会話が出来ず、他者と接せられないので、一人では日常生活が営めない。

★ 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境に不安を抱えている方が最も多く、誰もが安全に利用できる避難場所の整備が求められています。

付属資料

行方市障害者計画策定委員会設置要項

平成18年6月20日

行方市告示第56号

(設置)

第1条 行方市障害者基本計画並びに同障害福祉計画（以下「障害者計画」という。）について審議するため、行方市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関する事項
- (2) その他障害者計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 権利擁護関係者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 福祉サービス事業者
- (5) 障害者関係団体関係者
- (6) 企業・就労支援機関関係者
- (7) 障害者等の教育機関関係者
- (8) 高齢者介護等の関係機関関係者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) その他市長が必要と認める者

(平29告示30の2・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に係る委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第30号の2）

この告示は、公表の日から施行する。

行方市障害者計画検討委員会設置要項

平成18年6月20日

行方市告示第57号

(設置)

第1条 行方市障害者基本計画並びに同障害福祉計画（以下「障害者計画」という。）の策定を行うため、行方市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 障害者計画を策定するための検討に関する事項
- (2) その他障害者計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長部局及び教育委員会部局職員のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に係る職員に対し、会議への出席を求め、当該事業等について説明、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

発 行 令和3年3月

企画・編集 行方市 市民福祉部 社会福祉課

茨城県行方市玉造甲 404 番地

TEL 0299-55-0111



